

第 4 部

風水害予防・応急・復旧計画

第1編 総則	379
予防対策	
第2編 風水害予防対策	388
第3編 都市施設対策	395
第4編 地域防災力の向上	396
応急対策	
第5編 風水害に対する活動体制の整備	397
第6編 情報の収集及び伝達	410
第7編 水防対策	428
第8編 応援協力・派遣要請	431
第9編 警備・救助対策	431
第10編 ボランティアとの連携・協働	431
第11編 緊急輸送対策	431
第12編 救助・救急対策	431
第13編 医療救護等対策	431
第14編 避難対策	432
第15編 飲料水・食糧・生活必需品等の供給	443
復旧対策	
第16編 遺体の取り扱い等	443
第17編 ライフライン施設の応急・復旧対策	443
第18編 公共施設の応急・復旧対策	443
第19編 応急生活対策	444
第20編 災害救助法の適用	459
第21編 激甚災害の指定	459

第1編 総則

第1章 計画の前提

第1節 風水害対策の基本的な考え方

近年、気象状況の変化から、超大型台風、線状降水帯などによる長時間の集中豪雨、ゲリラ的な集中豪雨等の風水害被害が激甚化の傾向にある。

大田区はその地形特性から、多摩川や中小河川等の氾濫、内水氾濫による浸水被害に加え、高潮や土砂災害の発生等さまざまな水害リスクを有している。

令和元年東日本台風（台風第19号）の際、大田区において瞬間最大風速45.6mを観測するとともに、多摩川の水位が一時、計画高水位（10.35m）を上回る観測史上最大の10.81mまで上昇し、約12,000人が避難する事態となった。

突発的に発生する激甚化する風水害から住民の命を守るためには、住民が自らの命は自らが守る意識のもと、自らの判断で早期に避難行動をとることが求められる。区は公助の役割として防災関係機関と連携し、住民の避難行動を支援する取り組みに尽力する。

このような考え方にに基づき、住民、事業者及び行政等の役割分担を明確にし、想定最大規模の風水害に対しても適切に対応することを目的として本計画を策定する。

第2節 区の地勢

「第1部第2編 区の地勢」の計画を準用する。

第3節 計画の前提となる災害

1 多摩川の氾濫

多摩川流域で水防法の規定により定められた想定される最大規模の降雨（多摩川流域の全流域で48時間に588mmの降雨）により多摩川が氾濫した場合、区内で浸水被害が発生することが想定されている。

また、傍の堤防が決壊等した場合に、一般的な建築物が倒壊・流出する等の危険性が高い区域「家屋倒壊等氾濫想定区域」が指定されている。

〔資料編14-1 区内の浸水想定区域図・浸水予想区域図 参照〕

2 高潮による浸水

想定される最大規模の台風（中心気圧910hPa（室戸台風級を想定）、最大旋衝風速半径（台風の中心から台風の周辺で風速が最大となる地点までの距離）75km（伊勢湾台風級を想定）、移動速度73km/h（伊勢湾台風級を想定、台風経路上で一定速度））により高潮が発生した場合、区内で浸水被害が発生することが想定されている。

〔資料編14-1 区内の浸水想定区域図及び浸水予想区域図 参照〕

3 中小河川等の氾濫（内水氾濫含む）

呑川・丸子川の流域で想定最大規模の降雨（時間最大雨量 153 mm、総雨量 690 mmの降雨）があった場合、呑川・丸子川・内川・立会川の河川の氾濫による浸水及び下水道管の能力を超えた雨水が窪地などにたまることで発生する浸水（内水氾濫）が想定されている。

〔資料編 14-1 区内の浸水想定区域図及び浸水予想区域図 参照〕

4 土砂災害

土砂災害には、「地すべり」「土石流」「がけ崩れ」の3種類があり、これらが発生する区域は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）に基づき、「土砂災害（特別）警戒区域」として東京都が指定している。

大田区では、計96箇所（うち土砂災害特別警戒区域は59箇所）が「がけ崩れ」の恐れのある土砂災害（特別）警戒区域として指定されている。

〔資料編 14-2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域図 参照〕

第2章 風水害対策の重点課題

令和元年東日本台風（台風第19号）等の教訓を踏まえ、以下の4点を重点課題とし、具体的な対策を進めている。

1 避難対策

○ 課題

- (1) 水害時緊急避難場所等の円滑な開設・運営
水害時緊急避難場所における避難者受入体制を強化するとともに、備蓄物品の使用や地域住民の情報発信、感染症対策を踏まえた運営体制を整備する。
- (2) 区民の更なる水防災意識の向上
地域の浸水リスクや水害時の避難行動、水害時緊急避難場所等について、区民へさらなる周知徹底を図る。
- (3) 水害時緊急避難場所の浸水防止対策
水害時緊急避難場所における雨漏りの発生や学校防災備蓄倉庫への浸水を防ぐ。

○ 具体的な対策・方向性

- (1) 水害時緊急避難場所等の運営体制の強化
震災時と同様に学校防災活動拠点の協力を得て、自助・共助・公助の連携による運営を図る。また、施設の使用制限や感染症対策を踏まえた施設使用計画及び運営要領の見直しを行うとともに、水害時緊急避難場所等の開設・運営訓練を実施する。
- (2) 地域被災のリスク及び避難行動計画の必要性の普及啓発
マイ・タイムライン講習会や土砂災害警戒区域及び家屋倒壊等氾濫想定区域への普及啓発資料の配布を通じて、水防災意識の向上を図る。
- (3) 水害時緊急避難場所のハード面の整備
施設の雨漏り等の浸水防止対策を推進するとともに、学校防災備蓄倉庫の上階への移設を進めていく。

2 情報伝達

○ 課題

- (1) 災害情報連絡体制のソフト・ハード両面からの総合的な見直し
現行の防災情報通信体制は、機器の老朽化、人海戦術による情報処理、法改正による通信規制等といった様々な問題が生じており、強靱で効果的に運用できる新たな情報通信体制へ再構築する必要がある。
- (2) 災害時における区民への確実な情報伝達の実現
令和元年東日本台風（台風第19号）の際、多くの区民が、避難情報及び避難場所の開設・混雑状況等に関する情報を、適時適切に入手できなかった。また、インターネットメール、SNSツールを中心とした情報発信が中心で、発信情報の取得活用が困難な方が避難情報等を入手できなかった。

○ 具体的な対策・方向性

(1) 災害情報連絡体制のソフト・ハード両面からの総合的な見直し

災害対策本部の運営や区民への情報発信等を強化する次期システム整備方針「大田区災害時情報通信システム基本計画書」を策定した。

災害情報の一元管理を可能とする総合防災情報システム及び防災アプリ等を活用して、区民への情報伝達を拡充するとともに、庁内での情報受信・共有体制の見直し及びシステム訓練による体制強化を推進する。

(2) 災害時における区民への確実な情報伝達の実現

区民が適時適切に情報を取得できるよう、防災行政無線電話応答サービスの音声設備の更改や、避難指示等の発令時における防災行政無線「サイレン」の運用を開始した。

今後、学校防災活動拠点における情報発信力の向上による情報取得が困難な方への情報支援に取り組むとともに、地域防災力と連携した情報伝達を視野に、確実な情報伝達体制のさらなる充実を図る。

3 要配慮者対策

○ 課題

(1) 避難行動要支援者対象避難場所の確保

避難行動要支援者を対象とした避難場所が不足している。

(2) 必要な情報の伝達

避難場所のバリアフリー環境等の必要な情報や避難情報が、要配慮者に伝わるよう情報伝達の方法を充実させる必要がある。

(3) 避難行動要支援者の安否確認方法の確立

安否確認を実施するための方法が十分に確立されていない。

○ 具体的な対策・方向性

(1) 要配慮者の避難対策強化

水害時緊急避難場所の中に設置される要配慮者スペースの運営体制を構築するとともに、開設可能な福祉避難所については、水害時緊急避難場所と同時に開設する。

また、水害時緊急避難場所・福祉避難所に要配慮者向けの備蓄物品を配備する。

(2) 要配慮者の特性に応じた情報提供手段の周知

要配慮者及び支援者向けに、区報やホームページ、チラシ等による広報を推進するとともに、要配慮者を対象としたマイ・タイムライン講習会を実施する。

(3) 避難行動要支援者名簿（原簿）の活用

個別避難計画の作成に向けた情報収集に活用する。

4 治水対策

○ 課題

(1) 浸水原因の究明と対策の具体化

浸水原因究明の結果、4つの浸水原因が判明した。

- ・多摩川の水位上昇に伴う多摩川への排水不良による内水滞留
- ・等々力排水樋門から多摩川の水が逆流
- ・谷沢川の越水
- ・上沼部排水樋門全閉による内水滞留

これらの浸水原因について、具体的な浸水軽減策を講じていく。

(2) 水防資機材（土のう）の備蓄

災害時に急増した区民からの土のう配布依頼に伴い、水防活動に使用する予備の土のうが不足した。

(3) 水害現場の排水活動に関する課題

水害現場でのより迅速かつ円滑な排水活動や住民と排水活動を行う職員の危険を軽減するため、排水ポンプ車の追加配備や排水活動等の遠隔化をはじめとした環境整備が求められる。

○ 具体的な対策

(1) 令和元年東日本台風（台風第19号）を踏まえての具体的な浸水軽減対策

関係機関と田園調布四丁目、五丁目の大規模浸水被害の原因調査及び浸水対策の検討を通じて、実効的な防災対策につなげる。

具体的な浸水対策については、下記のとおりである。

- ・無人での継続的な排水活動体制の構築
- ・樋門操作に関する大田区・東京都下水道局・世田谷区の情報連携
- ・堤内地側からの樋門操作の遠隔化（東京都下水道局）
- ・多摩川水位の低下にため河道掘削（国土交通省）

(2) 水防資機材の備蓄のための水防拠点の整備

迅速に対応できる体制を整えるため、新たに水防資機材施設を建設し、土のうなどの必要な水防資機材を備蓄する。

(3) 排水ポンプ車等、水防資機材、広報活動の充実

排水ポンプ車1台を新たに購入し排水活動能力の向上を図るとともに、土のう及び大型土のう等の資機材の備蓄数量を拡充し、円滑な水防工法につなげる。区は、浸水状況等を確認した上で、必要に応じて移動式排水ポンプ車の出動を東京都建設事務所へ要請する。また排水樋管等のゲート閉鎖時にホームページや広報車等による広報活動を行う。上沼部排水樋管においては、東京都下水道局と連携し、注意喚起のための警戒ランプを設置する。

第3章 防災対策の時系列シミュレーション(災害事象と災害対応)

第1節 各種タイムライン(防災行動計画)

タイムライン(防災行動計画)とは、災害の発生を前提に、防災関係機関が連携して災害時に発生する状況を予め想定し、共有したうえで、「いつ」、「誰が」、「何をするか」に着目して、防災行動とその実施主体を時系列で整理した計画をいう。

区は、想定される状況の進展に応じ、避難情報等の発令基準を明確化するとともに区民の早めの避難行動を促すことを目的として、高潮浸水想定、多摩川最大規模浸水想定、城南地区河川浸水想定、土砂災害警戒情報等をもとに、3種類のタイムラインを作成した。

1 超大型台風の接近に伴う多摩川、中小河川、高潮氾濫及び土砂災害発生時のタイムライン

室戸台風級の台風(910hPa)の接近による高潮及び多摩川流域48時間総雨量588mm、呑川などの流域24時間総雨量690mmの降雨が発生するシナリオ

2 線状降雨帯の停滞に伴う多摩川、中小河川氾濫及び土砂災害発生時のタイムライン

線状降水帯などの発生により、多摩川流域48時間総雨量588mm及び呑川などの流域24時間総雨量690mmの降雨が発生するシナリオ

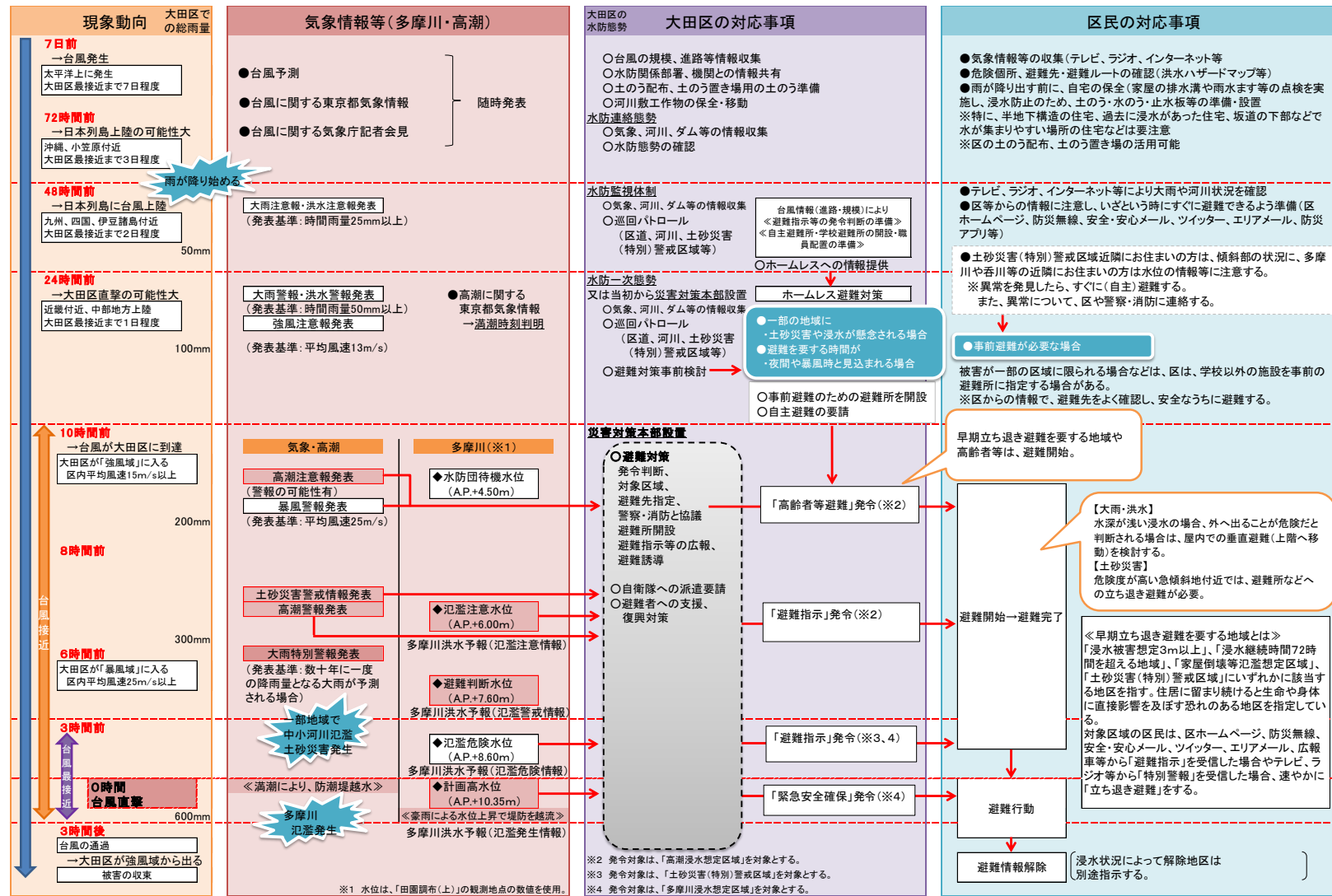
3 集中豪雨(ゲリラ豪雨)に伴う中小河川氾濫及び土砂災害発生時のタイムライン

呑川などの流域に時間雨量153mmの降雨が発生するシナリオ

第4章 各部及び水防機関の役割

「第1部第3編 災害時における公助機関の組織と役割」のとおり。

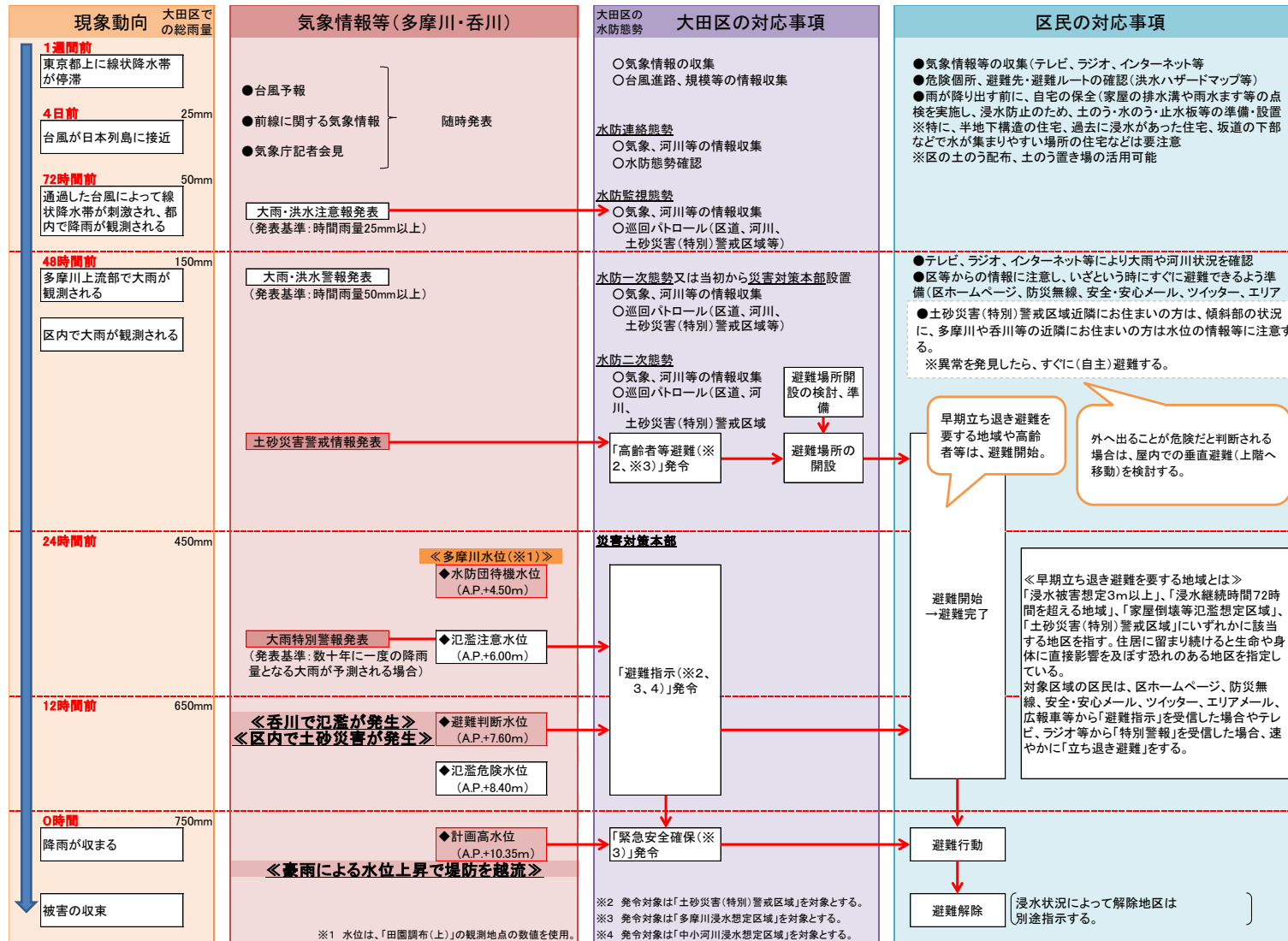
1 超大型台風の接近に伴う多摩川、中小河川、高潮氾濫及び土砂災害発生時のタイムライン



※事前に予測が難しいことを除いては、ゲリラ豪雨などの集中豪雨時も「大雨注意報・洪水注意報発表」以降準用する。

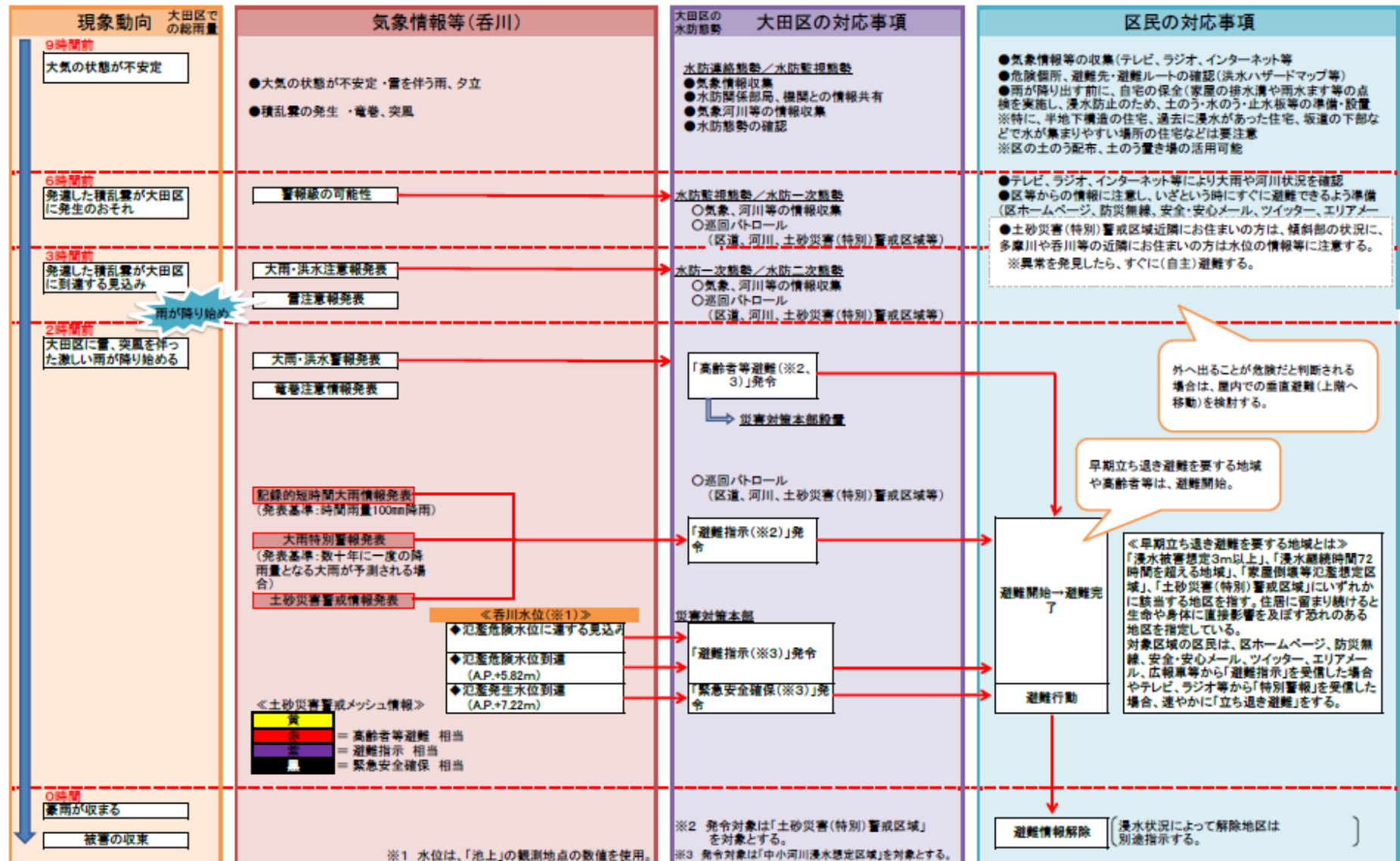
2 線状降雨帯の停滞に伴う多摩川、中小河川氾濫及び土砂災害発生時のタイムライン

平成 30 年西日本豪雨に伴う、岡山県倉敷市の小田川決壊を参考に作成。



※本タイムラインは一例であり、必ずしも数値の経過どおり「警報」や「避難情報」が寄せられるものではない。事態発生時の時系列は前後することを踏まえて、風水害対策に備える。

3 集中豪雨(ゲリラ豪雨)に伴う中小河川氾濫及び土砂災害発生時のタイムライン



※本タイムラインは、大田区に雷や竜巻を伴った時間雨量100mmを超える雨が2時間降った場合を想定したものであり、必ずしも数値の経過どおり「警報」や「避難情報」が発せられるものではない。事態発生時の時系列は前後することを踏まえて、風水害対策に備える。

第2編 風水害予防対策

第1章 総合的な治水対策

都市化の進展に伴い、集中豪雨等によるいわゆる都市型災害が発生しやすくなっている。これらの原因のひとつに河川流域の保水、遊水機能が低下し、地上に雨水の流出が増大したことが指摘されている。この都市型災害を防止するためには、河川、下水道の整備を促進するとともに、雨水流出抑制施設を設置することにより、流域の貯留・浸透機能の確保、増進を図る総合的な治水対策を推進することが求められている。

第1節 都の動き

東京都では、昭和61年7月の「東京都における総合的な治水対策について（本報告）」に基づき治水対策に取り組んできた。この報告は、都が進めるべき治水対策として、河川整備や下水道整備に加え、流域対策を実施していくこととなっている。また、目標とする整備段階として、暫定計画、既定計画、長期計画、基本計画の4つの水準を示し、順次その向上を図るべきとしている。

このような中、近年時間50ミリを超える局地的な集中豪雨の増加による状況を受け、都は平成19年8月「東京都豪雨対策基本方針」を公表した。この基本方針では、公助としての「河川整備」や「下水道整備」に加え、自助・共助を促進する視点に立って、雨水の流出を抑制する「流域対策」や、浸水被害を最小限にとどめる「まちづくり・家づくり対策」などの減災対策の推進が示されたほか、重点的に取組を進める「対策促進エリア」が設定された。

さらに、近年の降雨特性や浸水被害の発生状況などを踏まえ、平成26年6月に「東京都豪雨対策基本方針（改定）」を策定した。これにより、降雨特性を考慮した目標降雨（区部時間75ミリ）の設定、河川・下水道の整備において「対策強化流域」「対策強化地区」の設定などが示された。

第2節 区の施策

1 水害に強い地域づくりのための情報提供 【都市基盤整備部・防災危機管理課】

(1) 浸水実績図の公表

過去の浸水被害の状況を明らかにすることにより、区民がそれぞれの地域の危険性を認識し、適正な土地利用や緊急時の対応をとれるよう公表している。

2 区の流域対策

(1) 透水性舗装

(2) 呑川流域の道路や公園・公共施設の雨水貯留施設の設置

(3) 丸子川流域の道路や公園・公共施設の雨水浸透施設の設置

(4) 区民に対する雨水浸透施設設置助成制度

(5) 開発指導要綱による民間施設への雨水流出抑制施設設置の指導

3 整備目標

今後、「東京都豪雨対策基本方針（平成26年6月改訂）」による長期見通し（平成26年からおおむね30年）において、時間10ミリ降雨相当の雨水流出抑制を実現する。

4 整備実績

(1) 透水性舗装

327,068 m²

注) 数字は施工を始めた昭和 51 年度から令和 2 年度までの合計

(2) 公園・学校等の雨水貯留施設

累計 9,852 m²

(3) 開発指導要綱による民間施設への雨水流出抑制施設

設置建物 57

累計 1,145 箇所

注) 累計は設置を始めた平成 6 年度から令和 2 年度までの合計

第 3 節 河川の整備状況

1 多摩川の整備現況

【京浜河川事務所】

多摩川は、東京三大水源の一つであり、水防上本区の重要な河川である。本区には田園調布五丁目から河口に至る 14.2 km にわたる左岸がその区域であり、堤防は完成しているが、この間には多くの水門、樋管がある。二子橋から下流部の改修は、大正 7 年から行われてきているが、令和元年東日本台風（台風第 19 号）において甚大な被害が発生したことから、令和 2 年 1 月に国、都県、市区が連携して「多摩川緊急治水対策プロジェクト」をとりまとめた。このプロジェクトに基づき、「河川における対策」「流域における対策」「ソフト施策」を実施していくことで社会経済被害の最小化を目指す取り組みを進めている。多摩川においては、河道掘削のほか、樹木伐採、堰改築、堤防整備等の「河川における対策」により、令和元年東日本台風（台風第 19 号）と同規模の洪水に対して、水位を低下させ多摩川からの氾濫の防止が図られる。

2 区内の中小河川の整備

【都市基盤整備部・都二建】

区内には、海老取川、丸子川の一级河川と呑川、内川の二级河川がある。海老取川と呑川及び内川の下流部は高潮対策事業区間である。なお、海老取川、内川、呑川については、都が平成 24 年 12 月に策定した「東部低地帯の河川施設整備計画」に基づき、堤防や水門等の耐震・耐水対策を推進してきた。現在は、令和 3 年 12 月に策定した「東部低地帯の河川施設整備計画（第二期）」に基づき整備を進めている。

(1) 丸子川

全延長は、約 7.3 km である。丸子川は一部を除き下水道局が雨水の幹線整備を進めている。

(2) 海老取川

左岸・内陸側については、高潮防御施設整備事業として昭和 48 年度から平成 3 年度にかけ防潮堤の建設をすすめ完成している。右岸・羽田空港側穴守橋下流については、亀石張護岸の老朽化が著しく、平成 18 年度から平成 21 年度にかけて防災工事を進め完成している。平成 18 年度からは河川の適正利用を図るため、暫定係留施設整備を実施し、平成 20 年度に 55 隻分の係留施設を整備し、事業が完了した。なお、平成 27 年度からは、東日本大震災を契機と

した、防潮堤の耐震対策事業に着手している。

(3) 内川

内川の総延長は約 1.6 km であり、河口に水門及び排水機場を設置して高潮に備えている。水門から第一京浜の大森橋までの区間は、都が平成 17 年度から平成 22 年度にかけて、阪神・淡路大震災を契機とした耐震対策事業として護岸工事を進め完了している。さらに、平成 23 年の東日本大震災を契機に、更なる耐震・耐水対策を進めており、水門の耐震補強工事が平成 27 年度、排水機場の耐震・耐水対策工事、水門上流の耐震補強工事が令和 3 年度に完了した。

(4) 呑川

呑川は、玉川通りを上流端とする延長約 14.4 km の河川であるが、九品仏川の合流点から上流約 4.9 km は、呑川下水道幹線となっている。高潮防御施設整備区間は河口から J R 東海道本線までの約 3.4 km となっており、中小河川改修事業区間はこれより上流約 6.1 km となっている。

第 4 節 内水排除施設

埋立地をはじめとして、行政面積の約 4 割が低地帯である本区は、汚水の排除はもとより、異常降雨時を含む雨水のはん濫を防ぐことを目的として、区は、都とともに内水排除計画を推進している。

下水道は、その普及により 50mm/h の降雨に対処し得るよう計画され、推進されてきた。局地的な集中豪雨に対しては、平成 19 年 8 月に策定された「東京都豪雨対策基本方針」に基づき整備し、浸水被害を可能な限り防止する。

また、平成 26 年 6 月に策定された「東京都豪雨対策基本方針（改定）」により、上池台地区については「対策強化地区」として、75mm/h の降雨に対処し得るよう計画された。

内川水門・内川排水機場においては、高潮対策事業計画に基づき、河川管理施設操作規則及び水門排水機場管理基準等に従い水門及び排水機場の配備を常に良好な状態に保持し、日常点検、定期点検、精密点検を行い、十分な機能を確保するため、維持管理に努めている。

1 下水道施設

【下水道局】

「第 2 部第 3 編第 2 章予防対策第 3 節 2 (3) 下水道施設」の計画を準用する。

2 その他の施設

【都市基盤整備部】

区内の内川排水機場、排水場及び道路排水ポンプ施設については、〔資料編 14-12-2 道路排水ポンプ施設〕を参照する。

第 5 節 港湾・海岸施設

【都港湾局・建設局】

「第 2 部第 3 編第 2 章予防対策第 2 節 2 港湾・海岸施設」の計画を準用する。

第6節 浸水想定区域の指定及び水深の公表

水防法（平成27年5月20日施行）に基づき、国又は都は、洪水予報河川及び水位周知河川について、想定最大規模降雨により河川が氾濫した場合に、浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、自治体において住民に公表することを定めている。

区は、国又は都が公表した洪水浸水想定区域に基づく避難場所及び避難経路などに関する事項等を定めるとともに、「水害ハザードマップ作成の手引き」（平成28年4月、国土交通省）に沿って、洪水ハザードマップの作成・公表にて区民への普及・啓発を行っていく。

第7節 洪水ハザードマップ等の作成・公表

【防災危機管理課】

1 洪水ハザードマップの作成

浸水予想区域や浸水深、避難場所等を住民にわかりやすく示した「洪水ハザードマップ」は、事前情報の提供手段の一つであり、区民の迅速かつ円滑な避難行動や危機管理意識の高揚に役立つ有効な手段である。水防法（平成27年5月20日施行）に基づき、区市町村は、浸水想定区域の指定があったときは、区市町村地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに次に掲げる事項について定めることとされている。

(1) 洪水予報等の伝達方法（区民への伝達方法）

区防災行政無線、広報車、徒歩巡回、防災アプリ、防災ポータルサイト、大田区ホームページ、区民安全・安心メール、SNSツール、デジタルサイネージ等を利用して伝達する。

(2) 迅速かつ円滑な避難の確保を図るために必要な事項

避難が必要な場合、区施設等を避難先に指定するとともに、避難方法、避難経路を区民に対し周知・啓発する。

2 区民への公表と普及啓発

浸水被害等を未然に防ぐため、洪水ハザードマップと併せて第3節の浸水実績図を活用することにより、自宅における浸水等の被害が発生する危険度を知り、建物の改修や土のう等の準備や、早期の立ち退き避難を心掛けるなど、自助活動による事前の備えを行うよう次のとおり洪水ハザードマップの公表を行う。

(1) 「洪水ハザードマップ」等を大田区ホームページに掲載するとともに、印刷物を区内全世帯に配布する。また、新たに転入された区民に対しては、住民登録の際に各種生活ガイド等の資料と併せて配布するなど必要な措置を講じていく。

(2) 多摩川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）（平成28年5月公表）、東京都高潮浸水想定区域図（平成30年3月公表）、城南地区河川流域浸水予想区域図（平成30年12月公表）、野川、仙川、入間川、谷沢川及び丸子川流域浸水予想区域図（令和元年6月公表）、土砂災害（特別）警戒区域（平成29、30年公表）に基づき作成した洪水ハザードマップを用いて、区民への普及啓発を行っていく。

第8節 浸水実績図の公表

【防災危機管理課・都市基盤整備部】

区では風水害に対して、日々の備えを行うことや改築や建替えの際に、建物の浸水対策をたてるため、過去の浸水実績図を大田区ホームページや窓口で情報提供する。

第9節 建築指導

【まちづくり推進部】

浸水実績がある地域や浸水想定区域内にある地域における建築物の建築相談にあたっては、水害に関する被害例等の情報を提供し、水害を軽減する建築を奨励する。

第2章 高潮対策

【都港湾局東京港建設事務所】

「第2部第3編第2章予防対策第2節 2 港湾・海岸施設」の計画を準用する。

第3章 土砂災害防止対策

【防災危機管理課、まちづくり推進部】

がけ、擁壁に関しては、「第2部第3編第2章予防対策第3節 5 がけ・擁壁・ブロック塀等の崩壊防止」の計画を準用する。

第1節 土砂災害警戒区域

1 土砂災害の危険箇所

区では、都が行った基礎調査により土砂災害警戒区域の指定を平成29年度に自然斜面を中心に18箇所、平成30年に人工斜面を中心に78箇所、令和元年に追加で1箇所受けた。これにより、区内の土砂災害警戒区域が97箇所となった。（土砂災害特別警戒区域は60箇所）

その後、令和4年と令和5年に区域の一部解除及び指定解除（一部を含む）があり、区内の土砂災害警戒区域は、96箇所となっている。（うち土砂災害特別警戒区域は59箇所）

〔資料編14-2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域図 参照〕

2 区民への周知

区では、土砂災害の危険箇所を大田区ホームページにて示すとともに、土砂災害警戒区域等に該当する住民へ土砂災害ハザードマップ等を配布するなど、区民への周知を図る。

第2節 土砂災害警戒情報

1 土砂災害警戒情報の発表

大雨による土砂災害発生危険度が高まったときに、区市町村長が防災活動や住民等への避難指示の災害応急対応を適切に行えるよう支援するため、国土交通省河川局と気象庁が連携して判断基準となる土砂災害警戒避難基準雨量の設定手法を策定した。

都は、これに基づき、下記のとおり発表基準を作成し、気象庁と都が共同して発表するため

の情報伝達体制を整備し、平成 20 年に運用を開始した。

(1) 土砂災害警戒情報の目的

大雨により土砂災害の危険度が高まったときに、区市町村を特定して東京都と気象庁が共同で発表する気象情報で、区市町村長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の判断等に利用することを目的とする。

(2) 情報の特徴及び利用にあたっての留意事項

ア 大雨警報の発表後に発表する。

イ 発表対象とする土砂災害は、土石流と集中的に発生する急傾斜地の崩壊とする。

ウ 降雨から土砂災害の危険度を判定し発表するもので、個々の災害発生箇所、発生時間、規模等は特定できない。

(3) 情報の伝達

気象庁と都が共同して雨量情報を監視し、発表基準を超過したとき発表する。

2 土砂災害警戒情報の区民への周知

大田区に土砂災害警戒情報が発表された際、区は直ちに防災アプリ、防災ポータルサイト、大田区ホームページ、SNS ツール、区民安全・安心メール、デジタルサイネージ等を通じて区民に情報提供して注意喚起を行う。また、避難が必要な区民に対して避難指示等を発令するなど、適切な避難行動を促す。

第 4 章 突発的な豪雨等への対策（ゲリラ豪雨・雷・竜巻）

【防災危機管理課】

気象状況の変化や都市化の進展に伴い、大気が不安定になる気象状況が多くなっていることから、いわゆるゲリラ豪雨と呼ばれる突発的な集中豪雨が多発している。また、落雷を伴った豪雨の発生が増えているほか、突風や竜巻の発生も危惧されている。こうした予測が難しいこれらの災害に対しては、洪水ハザードマップ等を通じて区民に対処策等を啓発すると共に、住民の適切な避難判断の一助となるよう、防災アプリ、防災ポータルサイト、大田区ホームページ、SNS ツール、区民安全・安心メール、デジタルサイネージ等を通じて情報提供を行い、被害の軽減を図る。

第 5 章 区民への風水害対策の啓発と情報提供

【防災危機管理課・広報広聴課・福祉部】

1 区民への風水害対策や浸水防止対策の啓発

風水害対策の啓発として、防災チェックブックや洪水ハザードマップ等のパンフレット類や大田区ホームページ、防災ポータルサイト等を通じて、風水害への予防対策、土のうや水のうちによる浸水防止対策などの情報周知を行い、区民自身が風水害対策を行うことの重要性を啓発して被害の軽減を図る。

また、家屋倒壊等氾濫想定区域に該当する住民に対しては、啓発物を配布するなど、風水害

時の適切な避難行動について理解を促す。

2 マイ・タイムラインの普及啓発

大雨や台風などが接近した際に、自分や家族がとる行動を事前に決めておくことで、慌てずに適切な避難行動をとることができる。講習会や作成支援動画を通じて、区民のマイ・タイムライン作成を促進する。

また、要配慮者やその支援者を対象とした講習会を実施し、要配慮者のためのマイ・タイムライン作成も推進する。

3 区民への情報提供

台風の接近や集中豪雨の発生など浸水等の危険が予想される際には、気象情報、降雨量及び河川監視カメラによる水位の状況等、区民が早期に情報を察知し、事前の対策や速やかな対応行動をとれるよう防災アプリ、防災ポータルサイト、大田区ホームページ、SNSツール、区民安全・安心メール、デジタルサイネージ等の広報媒体を通じて区民へ注意喚起や必要な緊急情報の提供を行う。

第6章 防災行動力の向上

第1節 風水害連絡会

【都市基盤整備部・防災危機管理課】

1 目的

風水害等からの被害を未然に防ぎ、被害を最小限にとどめるためには、区は日頃から警察署・消防署・水防関係機関等と密接に連携を保つことが重要である。このことから、水防法第34条（水防協議会）に基づき、風水害連絡会を開催し、課題の抽出・解決や区の現状等の把握に努めることとする。

第2節 水防訓練

【都市基盤整備部】

1 目的

水防法第7条（都道府県の水防計画）に基づき、大田区地域防災計画の一環として水防工法の完全な習熟を図り水防態勢の万全を期するため、防災関係機関と協力して水防訓練を実施する。

2 実施方針

同時多発的に発生する水災に対し、区民、防災関係機関、行政がそれぞれの役割に基づき、以下のおり参加、協力できる内容とする。

- (1) 区民や事業所等が、自助又は共助の活動を実施する訓練を行う。
- (2) 災害時協力団体は、協定等に基づいた役割について訓練を行う。
- (3) 区及び関係機関は、水防工法を行うとともに連絡調整訓練を行う。

3 訓練内容

- (1) 訓練種目

ア 基本訓練

都市基盤整備部が、水防資器材を使用し各種基礎技術の習得を目的として行う訓練。

イ 大田区合同水防訓練

基本訓練を踏まえた上で、消防機関や防災関係機関との連携を図る訓練。

(2) 参加機関

自治会・町会、災害時支援ボランティア、災害時協力団体、東京消防庁第二方面本部、各消防署・消防団、防災関係機関、大田区等

(3) 訓練期日

大田区合同水防訓練は、原則として水防月間中に実施する。

第3編 都市施設対策

第1章 ライフライン施設

「第2部第3編第2章第3節 2 生活関連施設」の計画を準用する。

第2章 道路及び交通施設等

「第2部第3編第2章第3節 3 交通施設」の計画を準用する。

第4編 地域防災力の向上

第1章 風水害における自助活動

台風や集中豪雨といった災害から命を守り、浸水等の被害を未然に防ぐためには、区民一人ひとりが「自分の命と安全は自分で守る」意識の下、日ごろからの家屋の保全、土のう等による浸水防止対策の準備、気象情報や区からの情報等に注意し的確な行動をとることが大切である。区民は、情報の収集方法や、浸水防止対策や避難行動について日頃から理解し、事前からの準備と適切な行動をとる必要がある。

区民が自ら浸水被害等の対策を講じるためには、区が作成する洪水ハザードマップや浸水実績図を確認し、豪雨や洪水時における自宅や自宅周辺の危険度を十分に認識するとともに、家屋の保全や浸水防止の事前対策として、土のう等を準備しておくなどが大切である。

[資料編 14-15 土のう置場設置箇所一覧表 参照]

第2章 風水害における避難行動

風水害時においては、気象情報や区からの情報に基づき、自らの判断で的確な避難行動をとることが大切である。タイムラインや避難対策を参考に、いざという時の避難行動を理解し、家族や近隣の区民と助け合い行動できるようにしておく必要がある。

第3章 風水害における共助活動

本章に記載のない事項は、「第2部第2編 地域防災力の向上」の計画を準用する。

風水害時には特に要配慮者に対して、区からの情報が行き届かないことが想定され、近隣住人による情報伝達や避難時の介助が大切となってくる。

また、浸水家屋からの排水作業には防災市民組織（市民消防隊等）に配備している可搬式消防ポンプが活用できるため、震災時同様に地域の共助活動の中心的役割を担うことを促進していく。

第4章 避難確保計画の作成推進及び訓練の実施

平成29年5月の水防法改正及び平成29年6月の土砂災害防止法改正により浸水想定区域内及び土砂災害（特別）警戒区域内にある要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し避難確保計画の作成や避難訓練の実施が義務化され、利用者の確実な避難確保を図ることとされた。また、令和3年5月の水防法改正により、避難訓練結果の報告も義務化されている。

これを踏まえ、区では、迅速かつ円滑な避難の確保が必要な要配慮者利用施設を地域防災計画において指定する。指定された施設においては、避難確保計画の作成及び訓練の実施が必要であることから、区は説明会の開催や計画のひな形の提供等により支援を行うとともに、必要に応じて施設管理者等に助言・勧告を行う。

[資料編 14-13 要配慮者利用施設一覧 参照]

第5編 風水害に対する活動体制の整備

風水害等に係る災害発生時において、被災者の救助・教護を迅速かつ的確に実施するためには、その主力となる活動要員の確保と発災初期における対応が極めて重要である。

本編では、災害活動に必要な区及び関係機関等の各種活動体制を明らかにする。

第1章 区水防態勢の組織・運営

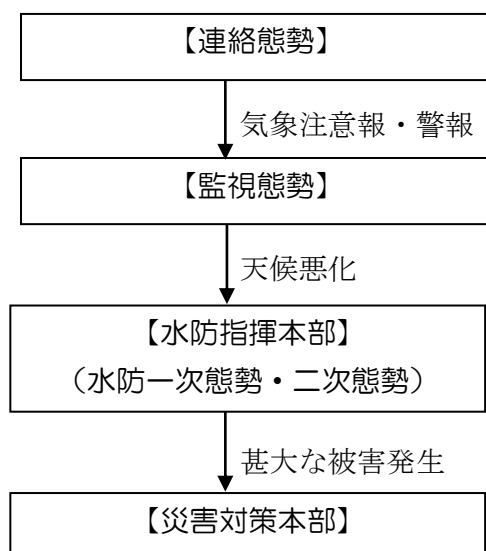
【区各部】

第1節 区の責務

区内に風水害等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、法令、都防災計画及び区市町村防災計画の定めるところにより、他の区市町村、都及び指定地方行政機関等並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急対策の実施に努める。

第2節 活動態勢の確立

- 1 区は、上記の責務を遂行するため必要があるときは、災害対策本部を設置し、災害応急対策に従事する職員を配置する。
- 2 風水害が発生し、又はそのおそれがあるが、災害対策本部の設置に至らない段階においては、水防指揮本部を設置するとともに水防態勢（第1次、第2次）を設置する。
また、水防指揮本部を設置するに至らない状況で警戒が必要な場合は、水防指揮本部への移行する前段階として、連絡態勢もしくは監視態勢を設置して対応する。
- 3 風水害による被害が大規模になるおそれがある場合は、災害対策本部に移行して災害対策本部長（区長）の指揮監督を受けるものとする。



第3節 水防態勢の設置基準

〔資料編 14-4 各水防態勢の設置基準 参照〕

第4節 水防指揮本部

※詳細については別途、大田区水防マニュアル等で定める。

都市基盤整備部長は、気象情報や河川の水位の状況等により、大田区に大きな影響があると判断するときは、水防指揮本部を設置することができる。

1 水防指揮本部の組織・運営

(1) 水防指揮本部の構成員

水防指揮本部は、都市基盤整備部長を長（水防指揮本部長）とし、以下の管理職を構成員とする。なお、水防指揮本部の構成員については、状況に応じて水防指揮本部長の権限において、地域防災計画及び大田区水防マニュアルに記載のない所属の管理職についても、傘下とすることができる。

【部長級】

危機管理室長、地域力推進部長、まちづくり推進部長※、企画経営部長、総務部長、スポーツ・文化・国際都市部長、区民部長、福祉部長、健康政策部長、こども家庭部長、教育総務部長

【課長級】

部	課長
都市基盤整備部	都市基盤管理課長、道路課長、都市基盤計画調整担当課長
防災危機管理課	防災危機管理課長、防災計画担当課長、防災支援担当課長、生活安全担当課長
地域力推進部	地域力推進課長
まちづくり推進部 (空港まちづくり本部) (鉄道・都市づくり部)	都市計画課長、防災まちづくり課長、用地課長 建築調整課長、建築審査課長 空港まちづくり課長、鉄道・都市づくり課長
企画経営部	広聴広報課長
総務部	総務課長
スポーツ・文化・国際都市部	国際都市・多文化共生推進課長
区民部	戸籍住民課長
福祉部	福祉管理課長、高齢福祉課長、介護保険課長、障害福祉課長
健康政策部	健康医療政策課長、災害・地域医療担当課長
こども家庭部	子育て支援課長、保育サービス課長
教育総務部	教育総務課長

※空港まちづくり本部長及び鉄道・都市づくり部長は、まちづくり推進部に所属し、当該部長補佐とする。

(2) 水防態勢の指揮命令系統

水防指揮本部内において、区長又は副区長の指示に基づき、都市基盤整備部長が指揮・監督を行い、危機管理室長はこれを補佐する。都市基盤整備部長及び危機管理室長が不在の場合は、都市基盤管理課長及び防災危機管理課長がその職務を代理する。

ただし、都市基盤管理課長及び防災危機管理課長がその職務を代理することが困難な場合は、都市基盤整備部長及び危機管理室長が認めた管理職とする。

(3) 水防指揮本部の設置場所

本庁舎7階の都市基盤管理課に設置するが、必要に応じて本庁舎5階の防災危機管理課情報処理室に設置する。

(4) 本部運営に係る事務は、都市基盤管理課及び防災危機管理課がこれを行う。

2 水防指揮本部の所掌事務

水防指揮本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 水防態勢の動員・配備に関する事。
- (2) 区長及び副区長に対しての協議・報告に関する事。
- (3) 気象情報や被害情報等の収集、分析及び伝達に関する事。
- (4) 区各部の連絡調整に関する事。
- (5) 水防活動等の実施の指揮命令及び総合調整に関する事。
- (6) 防災関係機関・団体に対する連絡、出動要請及び応援要請に関する事。
- (7) 避難に関する事。
- (8) 水害時緊急避難場所等の開設及び避難者の救援に関する事。
- (9) 警戒区域の設定及び当該区域への立入制限等に関する事。
- (10) 災害対策本部設置の判断に関する事。
- (11) その他区長及び副区長、水防指揮本部長が必要と認める事。

3 配備態勢

都市基盤整備部長は、区が分担する水防活動に万全を期するため、状況に応じてその設置基準に基づき配備態勢を指示する。なお、指示にあたっては、区長又は副区長、危機管理室長の同意を得るものとする。

[資料編 14-3 水防態勢における各部の配備態勢等 参照]

(1) 各部の水防業務分担内容（水防二次態勢以下の態勢時）

部	分掌事務
都市基盤整備部 都市基盤管理課	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象情報等の収集・伝達に関する事。 2 河川の水位情報の収集・伝達に関する事。 3 水防対策会議、水防態勢に係る調整及び指示事項の伝達。 4 水防指揮本部の事務に関する事。 5 水防態勢の配備職員及び各部活動状況の把握。 6 被害情報の収集・伝達に関する事。 7 防災関係機関等との連絡・調整に関する事。 8 態勢全体の統制に関する事。 9 災害記録の整理・保管に関する事。 10 現地指揮本部の事務に関する事。 11 災害時協定団体等に関する全体調整に関する事。 12 都市基盤整備部内の連絡・調整に関する事。 13 都市基盤整備部内の情報の取りまとめに関する事。
都市基盤整備部 道路課 公園課 建設工事課	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象情報等の収集・伝達に関する事。 2 水防態勢の配備人員及び活動状況の報告。 3 各地域基盤整備課の支援。 4 都市基盤管理課の補助に関する事。
都市基盤整備部 各地域基盤整備課	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象情報及び被害情報等の収集・伝達に関する事。 2 区民からの問い合わせに関する事。 3 水防活動における管轄内の防災関係機関との連絡調整に関する事。

部	分掌事務
	<p>と。</p> <p>4 管内の警戒箇所等のパトロールに関する事。</p> <p>5 被害発生現場等の調査及び報告に関する事。</p> <p>6 風水害対応に係る応急活動（土のう積み・配布、応急排水、障害物除去、水門操作等）に関する事。</p> <p>7 災害時協定団体等に対する現場調整に関する事。</p> <p>8 都市基盤管理課に対する被害情報等の報告に関する事。</p>
<p>総務部 防災危機管理課</p>	<p>1 気象情報等の収集・伝達に関する事。</p> <p>2 指定河川洪水予報、洪水警報等の河川情報に関する事。</p> <p>3 ダムの放流情報等に関する事。</p> <p>4 区民からの問い合わせに関する事。</p> <p>5 避難情報の発令等に関する事。</p> <p>6 ホームレスの受入に関する事。</p> <p>7 防災無線の管理・運用に関する事。</p> <p>8 区民安全・安心メールの管理・運用に関する事。</p> <p>9 無線通信の統制に関する事。</p> <p>10 区民への情報発信に関する事。</p> <p>11 関係防災機関との連絡調整に関する事。</p> <p>12 災害対策本部体制への移行に関する事。</p> <p>13 消防署・警察署からの派遣人員に関する事。</p> <p>14 水害時緊急避難場所の開設判断・指示に関する事。</p>
<p>地域力推進部 地域力推進課</p>	<p>1 地域力推進部内の連絡・調整に関する事。</p> <p>2 地域力推進部内の情報の取りまとめに関する事。</p> <p>3 水害時緊急避難場所等の開設・運営に関する事。</p> <p>4 特別出張所への気象情報及び水防指揮本部からの伝達等に関する事。</p> <p>5 特別出張所への支援に関する事。</p> <p>6 特別出張所からの浸水被害調査の取りまとめに関する事。</p> <p>7 り災証明書、被災証明書の交付等に関する事。</p>
<p>地域力推進部 各特別出張所</p>	<p>1 区民からの問合せに関する事。</p> <p>2 浸水被害の調査及び被害情報等の報告に関する事。</p> <p>3 水害時緊急避難場所等の開設・運営及び連絡・協力等に関する事。</p> <p>4 見舞品の保管等に関する事。</p> <p>5 被災世帯や事業所に対する見舞金品支給及び報告。</p> <p>6 り災証明書、被災証明書の交付等に関する事。</p> <p>7 自治会・町会への情報提供等に関する事。</p> <p>8 所管施設の安全確保及び被害調査の報告に関する事。</p>
<p>まちづくり推進部 (空港まちづくり本部) (鉄道・都市づくり部)</p>	<p>1 気象情報等の収集・伝達に関する事。</p> <p>2 部内での協力体制の構築と関係部との連絡・調整に関する事。</p> <p>3 がけ・建築物等の危険箇所等へのパトロールに関する事。</p> <p>4 がけ・建築物等の危険箇所及び被害箇所等の調査・報告に関する事。</p> <p>5 がけ崩れ等被害箇所の二次災害防止措置に関する事。</p> <p>6 災害時協定団体等と連携した現場活動に関する事。</p> <p>7 避難情報の発令に伴う周知活動に関する事。</p>
<p>福祉部</p>	<p>1 関係する要配慮者利用施設等の情報の収集・伝達に関する事。</p> <p>2 水害時緊急避難場所及び福祉避難所の開設・運営に関する事。</p>
<p>教育総務部</p>	<p>1 関係する要配慮者利用施設等の情報の収集・伝達に関する事。</p> <p>2 水害時緊急避難場所の開設・運営支援に関する事。</p>

部	分掌事務
こども家庭部	1 関係する要配慮者利用施設等の情報の収集・伝達に関する事。
健康政策部 健康医療政策課 各地域健康課	1 健康政策部内の連絡・調整に関する事。 2 健康政策部内の情報の取りまとめに関する事。 3 関係する要配慮者利用施設（病院）等の情報提供等に関する事。 4 水害時緊急避難場所の運営支援に関する事。
健康政策部 生活衛生課	1 家屋の被害状況の把握及び衛生指導・消毒配布に関する事。
スポーツ・文化・国際 都市部 国際都市・多文化共 生推進課	1 外国人への情報提供等に関する事。
区民部	1 駅前滞留者対策に関する事。 2 水害時緊急避難場所等の支援に関する事。
企画経営部 広聴広報課	1 区民への情報提供に関する事 2 マスコミ対応に関する事 3 災害記録の作成補助に関する事。
企画経営部 施設整備課 施設保全課	1 区施設における緊急対応相談、助言

(2) 各部施設管理者の責務

部	役割
各部	急傾斜地崩壊危険箇所、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域内にある施設の管理者は、事前に台風や大雨等が予測されている場合、施設の安全点検を実施し、異常があるときは都市基盤管理課（水防指揮本部）または施設整備課へ報告する。また、降雨に伴い土砂災害の予兆現象や土砂災害が発生した場合には、速やかに都市基盤管理課（水防指揮本部）へ報告する。

第5節 除雪対策

除雪時において、区民の危険を防止し、道路交通の安全と円滑化を図るため、道路、橋梁等の除雪作業を行う。

1 除雪本部の設置

都市基盤整備部長（本部長）は、次のとき除雪本部を設置する。

- (1) 大雪警報が発令されたとき。
- (2) 道路上の積雪が概ね 10 cm以上となったとき。
- (3) その他本部長（都市基盤整備部長）が必要であると認めたとき。

2 災害対策本部への移行

除雪本部は、災害対策本部が設置された場合、同本部に受け継がれ、災害対策本部長（区長）の指揮監督を受けるものとする。

3 除雪本部の組織・運営

除雪本部の組織・運営については、水防指揮本部の組織を準用する。

4 除雪本部における各部の分掌事務

部	分掌事務
都市基盤整備部 都市基盤管理課 道路課 公園課 建設工事課 各地域基盤整備課	1 気象情報の収集・伝達に関する事 2 除雪指揮本部の事務に関する事 3 除雪態勢に係る調整及び指示事項の伝達 4 除雪態勢の配備職員及び各部活動状況の把握 5 区民からの問い合わせに関する事 6 区全体の除雪計画に関する事 7 被害情報の収集・伝達に関する事 8 関係防災機関との連絡調整に関する事 9 災害時協定団体及び土木関係委託業者等に対する協力要請に関する事 10 災害記録の整理・保管に関する事 11 防災危機管理課に対する被害情報等の報告に関する事 12 資機材の搬送に関する事
総務部 防災危機管理課	1 気象情報の収集・伝達に関する事 2 区民からの問い合わせに関する事 3 防災無線の管理・運用に関する事 4 区民安全・安心メールの管理・運用に関する事 5 無線通信の統制に関する事
まちづくり推進部 各課	1 部内各課との協力及び関係部との連絡調整に関する事 2 都市基盤整備部への支援に関する事 3 所属職員の動員に関する事
企画経営部 広聴広報課	1 区民への情報提供に関する事 2 マスコミ対応に関する事 3 災害記録の作成補助に関する事
地域力推進部 地域力推進課 各特別出張所	1 自治会・町会長への情報提供 2 被害状況等の収集

※ 施設等を所管又は、関係する所属は、上記の記載がない場合でも、施設及び利用する区民の安全を確保すること。

※ 空港まちづくり本部長及び鉄道・都市づくり部長は、まちづくり推進部に所属し、当該部長補佐とする。

第6節 水防マニュアルの作成

【都市基盤整備部・防災危機管理課】

本計画に定めのない事項については、都市基盤管理課にて、別に定める「大田区水防マニュアル（態勢及び水防活動編）」に記載し、具体的な取り決めや活動等の基準とする。また、避難指示等の判断基準や活動等については、防災危機管理課にて、別に定める「大田区水防マニュアル（避難対策編）」を基準とする。

当該マニュアルについては、必要に応じて、適宜修正を加えることができるものとする。

第7節 水防用資器材の備蓄

【都市基盤整備部】

1 水防倉庫の現況

〔資料編 14-5 水防倉庫の現況 参照〕

2 水防用資器材の現況

〔資料編 14-6 水防・震災対策用資機材の現況 参照〕

3 水防用移動ポンプの現況

〔資料編 14-7 水防用移動ポンプの現況 参照〕

4 発動発電機の現況

〔資料編 14-8 発動発電機の現況 参照〕

5 防災用重機の現況

〔資料編 14-9 災害用重機の現況 参照〕

6 水防用土砂置場

〔資料編 14-10 水防用土砂置場調書 参照〕

第2章 水防機関の活動態勢

第1節 都の態勢及び活動

【都河川部】

都は、気象状況等により、洪水、高潮、土砂災害、津波等のおそれがあるときは、直ちに事態に即応した配備態勢をとるとともに、水防活動を行うものとする。

1 水防本部の設置、廃止、統合

- (1) 水防本部長（建設局長）は、警戒配備態勢・非常配備態勢のとき、または必要と認めたとき、水防本部を設置する。
- (2) 水防本部長は、警戒配備態勢を解除したとき、または災害発生のおそれがなくなったと認めたとき、水防本部を廃止する。
- (3) 水防本部を設置又は廃止したとき、水防本部長は、一般に公表する。
- (4) 水防本部の態勢は、水防態勢の基準をもとに、水防本部長が指示する。
- (5) 水防本部は、災害対策本部等の設置により、以下のとおりになる。
 - ① 東京都災害対策本部が設置された場合、同本部が廃止されるまで、それに統合される。
 - ② 東京都応急対策本部が設置された場合、同本部が廃止されるまで、その構成局の一つとなる。
 - ③ 東京都災害即応対策本部が設置された場合、同本部が廃止されるまで、緊密な連携のもと

水防活動を行う。

2 態勢

水防本部長（建設局長）は、都が分担する水防活動に万全を期するため、気象、水害等に応じて次表の基準を目安に態勢を指示するものとする。

なお、各事務所の態勢人員は、当該所管地域の特性等を考慮し、河川部長に協議のうえ、各事務所長が定めるものとする。

水防態勢	基準及び内容	人員
連絡態勢	主に以下のいずれかの場合に該当し、気象・雨量・水位等の情報の収集・連絡、及び事態に応じた配置態勢の指示連絡を行う態勢 <ol style="list-style-type: none"> 1 水防活動用注意報※1が発表されたとき 2 国管理・都管理・都県境の県管理河川の水防警報河川に水防警報（待機又は準備）が発表されたとき 3 国管理の水位周知河川に、氾濫注意情報が発表されたとき 4 国管理・都県境の県管理河川の洪水予報河川に、氾濫注意情報（洪水注意報）が発表されたとき 	若干名
警戒配備態勢	主に以下のいずれかの場合に該当し、気象・雨量・水位等の情報の収集・連絡に加えて、水防資器材の点検等を行い、直ちに水防活動に対応できる態勢 <ol style="list-style-type: none"> 1 東京地方に水防活動用警報※2が発表されたとき 2 国管理・都管理・都県境の県管理河川の水防警報河川に、水防警報（出動）が発表されたとき 3 都管理の水位周知河川に氾濫危険情報が発表されたとき 4 国管理・都県境の県管理河川の水位周知河川に、氾濫警戒情報・氾濫危険情報が発表されたとき 5 国管理・都管理の洪水予報河川に、氾濫警戒情報・氾濫危険情報が発表されたとき 6 都管理の水位周知海岸に、氾濫発生情報が発表されたとき 	水防要員のおおむね 1/15
第1 非常配備態勢	局地的な区域で水害が発生するおそれがあるとき、または発生したとき	水防要員のおおむね 1/10
第2 非常配備態勢	複数の区域で水害が発生するおそれがあるとき、または発生したとき	水防要員のおおむね 1/5
第3 非常配備態勢	大規模な水害が発生するおそれがあるとき、または発生したとき	水防要員のおおむね

水防態勢	基準及び内容	人員
		1/3
第4 非常配備態勢	都内全域にわたり水害が発生するおそれがあるとき、 または発生したとき	水防要員全 員

※1 水防活動の利用に適合する注意報で、災害の起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報。気象、津波、高潮、洪水の注意報がある。

※2 水防活動の利用に適合する警報で、重大な災害の起こるおそれがある旨を警告して行う予報。気象、津波、高潮、洪水の警報がある。

第2節 都港湾局の態勢及び措置

【東京港建設事務所】

1 都港湾局の活動態勢

(1) 港湾局は、次の態勢により水防活動を行います。

- ・ 東京港建設事務所の警戒態勢と施設の操作

(東京港海岸保全施設操作規程から抜粋)

第二章 警戒態勢等

第三条 東京港建設事務所長（以下「所長」という。）は次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに警戒態勢をとるものとする。

- 一 気象庁が津波又は高潮のいずれかの警報を発したとき
- 二 気象庁が津波又は高潮のいずれかの注意報を発したときで所長が必要と認めるとき
- 三 国土交通大臣または知事が水防警報を発したとき(洪水のみのときを除く)
- 四 東京都水防本部が設置されたとき(洪水のみのときを除く)
- 五 水災に係る東京都災害対策本部が設置されたとき(洪水のみのときを除く)
- 六 東海地震に係る注意情報が発表されたとき
- 七 前各号のほか、所長が特に必要と認めるとき

第三章 施設の操作等

(施設の操作)

第七条 所長は警戒態勢時及び準警戒態勢時にあつては、別表に定めるところにより施設の操作を行うものとする。

2 非常配備態勢における措置

(1) 職員の配置

所長は、非常配備態勢を発令したときは、直ちに職員を所定の位置に配置する。

(2) 職員の招集

職員の非常招集のため緊急連絡は、職員招集系統図による。

(3) 職員の服務

職員は、非常配備態勢が発令されたときは、次の事項を遵守しなければならない。

ア 常に災害に関する情報に注意する。

イ 不急の行事、会議、出張等を中止する。

- ウ 正規の勤務時間が終了しても上司の指示があるまで退庁しない。
- エ 勤務場所を離れている場合においても、常に所在を明らかにし、進んで上司と連絡をとる。
- オ 上司の指示があったときは、速やかに参集する。

(4) 施設の操作準備

非常配備態勢が発令されたときは、高潮対策センターに所属する課長代理（以下「課長代理」という）は、施設の操作が行えるように、次の事項を行う。

- ア 機械、電気及びその他の施設が正常に機能するか確認する。
- イ 障害物の有無を確認する。
- ウ 操作を委託している施設については、状況を通報し、態勢等を確認する。

(5) 関係機関等への連絡

所長は、非常配備態勢を発令したときは、港湾局長に報告するとともに、関係防災機関に連絡を行う。

(6) 気象観測

課長代理は、警戒態勢時においては、A. P. + 1. 50 mに達したときから、30分ごとに気象観測活動を行い、気象、海象及び地象の変化が著しいときは、状況に応じて高潮対策センター所長（以下「センター所長」という）及び所長に報告する。また、準警戒態勢時においては、課長代理（勤務時間外においては潮位観測者）は、潮位がA. P. + 1. 85に達したときから状況に応じてセンター所長及び所長に報告する。

第3節 京浜河川事務所の活動

【京浜河川事務所】

1 水防業務分担

支部又は支所	係又は区域	所在地
京浜河川風水害対策支部	総括班総括掛	京浜河川事務所 横浜市鶴見区鶴見中央2-18-1 045(503)4018
田園調布風水害対策支所	多摩川河口から20.6Kまで	大田区田園調布本町31-1 (3721)4288

※ 多摩川に、はん濫注意情報等が出る場合は、国土交通省関東地方整備局及び気象庁大気海洋部より発表される。

※ 大田区で多摩川水防活動を行った場合は水防活動状況を田園調布風水害対策支所に報告する。

第4節 東京消防庁の活動態勢

【消防署】

東京消防庁は、水防態勢を発令して関係機関と密接な連絡をとり、情報の収集及び分析を行い、水災に備えるとともに、水災による多数の被害等が予想される場合は、水防非常配備態勢を発令し水災から都民の生命、財産を守るために水防活動にあたる。

1 消防機関の活動

【消防署】

東京都においては、消防機関（東京消防庁及び消防団等）が次の水防活動を分担している。

- (1) 河川、海岸、堤防等を随時巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、ただちにその管理者に連絡して必要な措置を求める。
- (2) 水防上緊急の必要がある場所においては、消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入を禁止し、若しくは制限し、又はその区域から退去を命ずる。
- (3) 消防機関の長は、水防上のやむを得ない必要がある時は、その区域に居住する者又は水防の現場にある者を水防に従事させる。
- (4) 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、消防機関の長は、ただちにこれを関係者に通報するとともに、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努める。
- (5) 消防機関の長は、水防管理者（区長）から出動要請を受けたとき、又は自ら水防作業の必要を知ったときは、直ちに出勤し、水防作業を行う。

2 水災警防本部等の運営

【消防署】

東京消防庁は、災害活動組織の総括として本庁に警防本部、消防方面本部に方面隊本部、消防署に署隊本部をそれぞれ常設し、常時、水災に即応できる体制を確保している。発災時には、これら各本部が機能を強力に発揮して水災消防活動態勢を確立する。

(1) 水防態勢

台風の進路が東日本に予想された等、情報収集体制の強化を必要と認めたとき場合に、事前計画に定める措置を実施し、速やかに水災を警戒する態勢を確保する。

(2) 水防非常配備態勢

台風の進路が東日本に予想される又は東京地方に高潮注意報が発表されたとき、被害の発生が予想され又は発生した場合に、事前計画に定める措置を実施し、速やかに水災対応する態勢をとる。

(3) 非常招集

水防非常配備態勢を発令したときは、招集計画に基づき、所要の人員は、直ちに所定の場所に参集する。

(4) 区本部への要員の派遣

区本部との情報共有と意思決定の迅速化を図るため、必要な要員を派遣する。

3 水防活動

【消防署】

(1) 活動方針

水防活動は、水災の件数、規模、様態等に応じ、消防力を効率的に運用し、住民の安全確保と被害の軽減を図ることを主眼とし、次の各号を基本とする。

ア 人命危険のある水災を優先して活動する。

イ 的確な情報収集により、気象状況、災害実態、活動状況その他必要な事項を把握し、隊員の安全確保に配慮して活動方針を決定する。

ウ 関係機関との緊密な連携体制を確保し、効率的な水防活動を実施する。

(2) 部隊の運用等

ア 水防非常配備態勢時は部隊運用規程に定める非常時の運用とし、発令後は、一次的には全て署隊運用で対応する。

イ 水防非常配備態勢時の水防部隊の運用は、署隊運用のほか、方面隊運用及び警防本部運用とし、次の各号により行う。

(ア) 署隊運用は、署隊長が管轄区域内の水災に対処するため、所属の水防部隊を運用する。

(イ) 方面隊運用は、署隊長から要請があったとき又は方面隊長が所管区域内の水災に対処するため必要があると認めたとき、所管区域内の水防部隊を運用する。

(ウ) 警防本部運用は、方面隊長から要請があったとき又は警防本部長が管下全域の水災状況により必要があると認めたとき、方面水防部隊を調整運用する。

(エ) 警防本部運用に当たって、前号により難しい場合は、方面応援隊編成計画を準用する。

(3) 水防活動

ア 警戒区域の設定

水災が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人命危険の防止及び災害応急対策の円滑を図るため、特に必要があると認めたときは警戒区域を設定し、水防関係者以外の者の立入りを禁止し、若しくは制限し、又は当該区域の退去を命ずる。

イ 決壊時の通報

水防施設の決壊、損壊等を確認したときは、水防管理者（区長）及び関係機関へ直ちに通報する。

ウ 消防活動要領の準用

水防活動のうち土砂災害を伴うものは、土砂災害に係る消防活動要領に基づき活動する。

また救助活動を要する水災に対しては、火災等の発生、及び消防力の状況等を勘案して震災消防活動に準じて活動する。

二次災害発生危険が高い環境下での活動となるため、十分な安全管理体制を確保した後に活動する。

エ 避難の処置

水災の状況から付近住民の安全確保が困難であると判断される場合は、水防管理者（区長）及び警察署長に通報し、避難に関して協議する。

また、高齢者等避難及び避難指示が発令された場合には、避難を指示された区域内にある者に伝達し、関係機関と協力して住民等が安全で速やかな避難ができるよう必要な措置をとる。

オ 他機関への協力

排水、給水、物資輸送その他水災に関する活動について、他機関から協力要請があったときは、警防本部長に報告し指示を受け対応を図る。ただし、緊急で指示を受けるいとまがないときは自らの判断で処置する。

カ 消防団員の活動

署隊長は、消防団長を通じて参集又は現場に出場した団員をして、水防活動に当たらせる。

第3章 水防態勢から災害対策本部体制への移行

第1節 水防指揮本部から災害対策本部への移行判断基準

水防態勢時において、区内の広い地域に警戒レベル3以上を発令する場合等、今後大田区に甚大な被害が発生する恐れがあるときまたは発生した場合に水防態勢から災害対策本部体制へ移行する。

その他以降判断基準は、資料編 14-4「各水防態勢の設置基準」を参照のこと。

第2節 水防指揮本部から災害対策本部への移行要領

1 災害対策本部設置の決定

区長、その他代行者は、「第1節 水防指揮本部から災害対策本部への移行判断基準」に基づき、災害対策本部の設置を決定する。

2 災害対策本部設置の通知及び公表

災害対策本部が設置された場合、本部長は本部員（各部長）及び都知事へ通知する。

また、必要に応じて指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関の長及び代表者、隣接の区長及び市長に通知する。

3 非常配備態勢の決定及び職員参集指示

災害対策本部が設置された場合、本部長は非常配備態勢を決定し、本部員及びその他本部の職員を配備する。

通知を受けた本部員は、所属職員へ参集指令を発すること。

4 本部長室及び事務局の設置

本部長室は、原則として本庁舎5階特別会議室に設置する。災害対策本部事務局は、原則として本庁舎庁議室及び情報処理室に設置する。

5 その他

水防指揮本部態勢から災害対策本部体制へ移行した場合、災害対策本部としての機能を確立するまでは水防指揮本部としての態勢を維持し、円滑な移行を図る。

第6編 情報の収集及び伝達

各水防機関が水防活動を行ううえで、正確な情報を迅速かつ的確に把握することが必要である。本編では、水防活動に必要な気象情報、洪水予報、水防警報、観測通報及び東京都災害情報システム等からの情報について、その内容及び伝達方法を定める。

第1章 情報収集

突発的、局地的な集中豪雨による河川のはん濫発生などに対しても、被害を最小限に留める必要があるが、事前の十分なゆとりを持って準備を行うことは困難である。

国、都、気象庁その他関係機関から提供される気象情報、水位情報等に留意するとともに、豪雨となる前から必要な情報（避難指示の必要性、発令の有無、河川や降雨の現況）の共有を関係機関と図る。

第1節 気象情報

【京浜河川事務所、都二建、地域力推進部、都市基盤整備部、防災危機管理課】

気象庁が水防活動用等に行う気象庁の注意報、警報は、次のとおりである。（水防法第10条第1項、気象業務法第14条の2（予報及び警報））

1 水防活動用注意報、警報

（1）種類と発表基準

種類		発表時期	基準
大雨	注意報	大雨によって災害が起こるおそれがある場合	表面雨量指数基準 11 土壌雨量指数基準 111
	警報	大雨によって重大な災害が起こるおそれがある場合	(浸水害) 表面雨量指数基準 22 (土砂災害) 土壌雨量指数基準 131
洪水	注意報	洪水によって災害が起こるおそれがある場合	(流域雨量指数基準) 呑川流域 9.7 (複合基準) ※ 多摩川流域 10, 55.1 呑川流域 6, 7 (指定河川洪水予報による基準) 多摩川[田園調布(上)]
	警報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがある場合	(流域雨量指数基準) 呑川流域 12.2 (複合基準) ※ 多摩川流域 10, 61.2

種 類		発表時期	基準
			呑川流域 22, 10.5 (指定河川洪水予報による基準) 多摩川[田園調布(上)]
高潮	注意報	台風等による海面の異常上昇の有無及び程度について一般に注意喚起する必要があるとき	潮位 2.0m
	警報	台風等による海面の異常上昇によって重大な災害が起こるおそれがある場合	潮位 3.0m
強風	注意報	強風によって災害が起こるおそれがある場合	平均 13m/s 以上
暴風	警報	暴風によって重大な災害が起こるおそれがある場合	平均 25m/s 以上
大雪	注意報	大雪によって災害が起こるおそれがある場合	5 cm 以上/12 時間
	警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがある場合	10 cm 以上/12 時間

注1) 気象庁が発表する高潮注意報及び警報の基準潮位は、東京湾平均海面 (T. P)、荒川工事基準面 (A. P) を併用する。なお、東京湾平均海面の 0.0m は、荒川工事基準面の 1.13 m にあたるが、実質上 1.1m として取り扱う。

注2) 大雨警報が発表されているときに、記録的な1時間雨量を観測又は解析したときは、記録的短時間大雨情報として速報する。その発表基準雨量は、東京地方は 100mm である。

注3) 「複合基準※」は(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表している。

(2) 注意報、警報の発表官署及び担当地域

気象等の現象に伴う災害の発生が予想される地域を特定できる場合には、その地域を指定して注意報、警報を発表する。

発表官署	担当地域	区域名	発表する区市町村	所管事務所等
気象庁本庁	東京地方	23 区東部	墨田区、江東区、葛飾区、江戸川区、	五建
			台東区、荒川区、足立区	六建
		23 区西部	千代田区、中央区、港区	一建
			品川区、大田区、目黒区、世田谷区、渋谷区	二建
			新宿区、中野区、杉並区	三建
			豊島区、板橋区、練馬区	四建
			文京区、北区	六建
			町田市、多摩市、稲城市	南東建
		多摩南部	八王子市、日野市	南西建

発表官署	担当地域	区域名	発表する区市町村	所管事務所等
		多摩北部	武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、狛江市、西東京市	北南建
			立川市、昭島市、小平市、東村山市、国立市、武蔵村山市、東大和市、清瀬市、東久留米市、国分寺市	北北建
		多摩西部	福生市、羽村市、瑞穂町、青梅市、あきる野市、日の出町、檜原村、奥多摩町	西建

(3) 大雨注意報・警報などの切替え

注意報及び警報は、その種類にかかわらず、新たな注意報又は警報が行われたときに切替えられ、解除するときまで継続される。

(4) 気象情報

警報や注意報に先立って注意を呼びかけたり、警報や注意報の内容を補完するため発表している。発表する地域によって、全般気象情報、関東甲信地域気象情報、東京都気象情報がある。また、少雨や長雨などに関する情報も、気象情報として発表している。

(5) 津波予報の種類と発表基準

第2部第11編第2章応急対策第1節1と同じ。

(6) 津波予報区

東京都が該当する津波予報区は、下記のとおりである。

津波予報区	区域	対応する東京都の区市町村
東京都内湾	千葉県（富津岬西端以北の東京湾沿岸に限る。）、東京都（特別区に限る。）、神奈川県（観音崎東端以北の東京湾沿岸に限る。）	大田区、江戸川区、江東区、中央区、港区、品川区

2 土砂災害警戒情報

(1) 土砂災害警戒情報は、土砂災害による被害の防止・軽減のため、大雨による土砂災害のおそれがある場合に、都と気象庁が合同で発表する防災気象情報である。

(2) 本情報の発表基準は、大雨警報の発表された後に、土砂災害の発生する危険性が高まったときに発表する。

(3) 区は、本情報が発表されたら、情報の内容を把握するとともに巡視等によるがけ崩れ危険箇所の状況把握に努め、住民に対する避難指示等の円滑な発令に活用する。

3 特別警報

気象庁は、警報をはじめとする防災情報により重大な災害への警戒を呼びかけたものの、災害発生の危険性が住民や地方自治体に十分には伝わらず、迅速な避難行動に結びつかない例があったため、大規模な災害の発生が切迫していることを伝えるため、平成25年8月30日から「特別警報」の運用を開始した。

(1) 気象に係る特別警報の発表基準

現象の種類	特別警報の基準	
大雨 (土砂災害) (浸水災害)	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合※	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合※
高潮		高潮になると予想される場合※
波浪		高波になると予想される場合※
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合※	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合※	

※ 特別警報の発表に当たっては、気象庁が、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断する。

●雨を要因とする特別警報の指標

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する表面雨量指数及び流域雨量指数の基準値を地域毎に設定し、以下の①又は②を満たすと予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨※がさらに降り続けると予想される市町村等に大雨特別警報(浸水害)を発表。

①表面雨量指数として定める基準値以上となる1km格子が概ね30個以上まとまって出現。

②流域雨量指数として定める基準値以上となる1km格子が概ね20個以上まとまって出現。

※気象庁は、平成3年以降の観測データを用いて、50年に一回程度の頻度で発生すると推定される降水量及び土壌雨量指数の値を「50年に一度の値」として、大雨特別警報に用いている。

(参考値) 大田区 48時間降雨量 369mm、3時間降雨量 137mm、土壌雨量指数235

●台風等を要因とする特別警報の指標

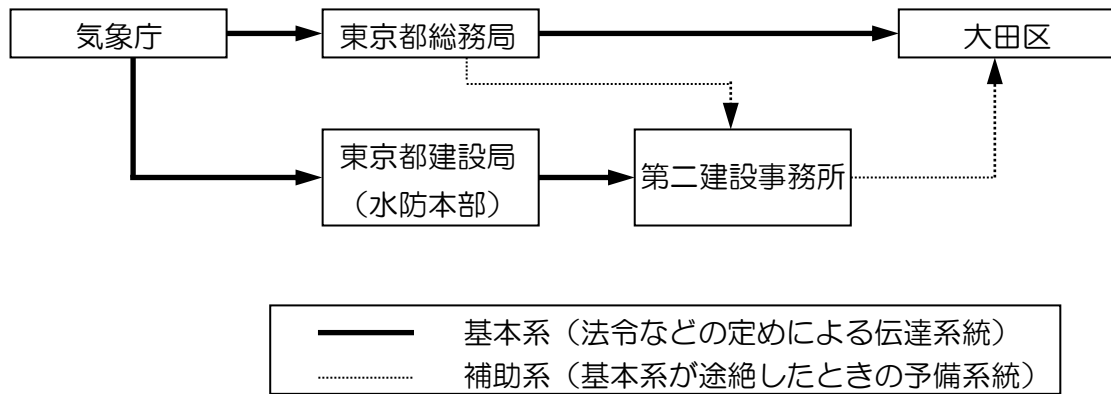
「伊勢湾台風」級(中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上)の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報を発表(台風の場合通過すると予想される地域(予報円がかかる地域)に発表される。)

●雪を要因とする特別警報の指標

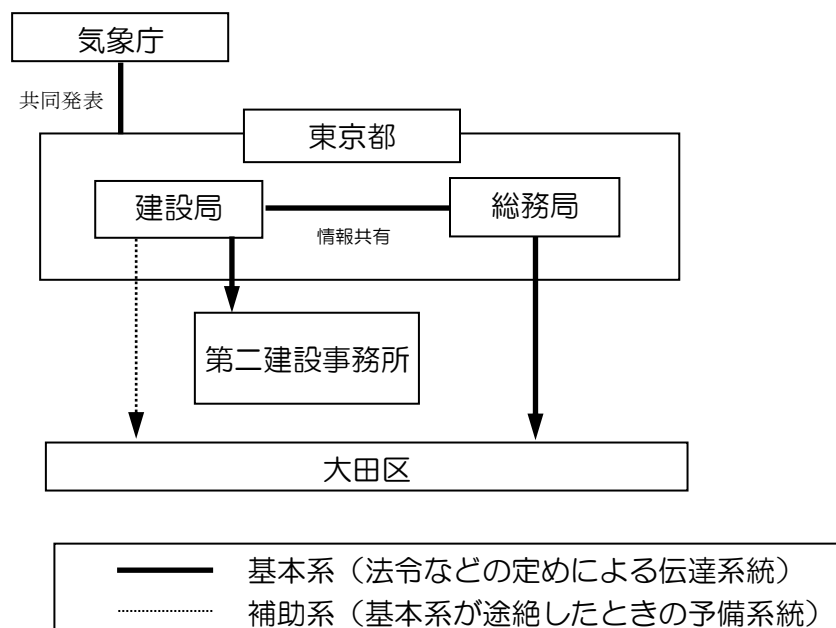
府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に大雪特別警報を発表

(参考値) 東京 50年に一度の積雪深 27cm

4 気象情報伝達系統



5 土砂災害警戒情報伝達系統図



第2節 多摩川洪水予報

国土交通省関東地方整備局と気象庁予報部が共同で行う洪水予報は、2以上の都道府県を流れる河川又は流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大な損害を生じるおそれのある場合に発表される。

大田区に係るものは次のとおりである。

1 種類と発表基準

種類	予報地点	発表基準
多摩川氾濫注意情報 (洪水注意報)	調布橋、 石原、 田園調布(上)	予報区域のいずれかの基準地点の水位が氾濫注意水位(警戒水位)に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表する。
多摩川氾濫警戒情報(洪水警報)		予報区域のいずれかの基準地点の水位が、おおむね2から3時間後に氾濫危険水位(危険水位)に到達することが見込まれる場合、あるいは、避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表する。
多摩川氾濫危険情報(洪水警報)		予報区域のいずれかの基準地点の水位が急激な水位上昇により氾濫危険水位(危険水位)を超えさらに水位の上昇が見込まれるとき、あるいは氾濫危険水位に到達したとき速やかに発表する。
多摩川氾濫発生情報(洪水警報)		氾濫が発生した後速やかに発表し、多摩川洪水予報区間においては氾濫水の予報を発表する。
多摩川氾濫注意情報解除 (洪水注意報解除)		氾濫注意水位(警戒水位)を下回り氾濫の恐れがなくなったときに発表する。

2 区に関する予報地点と水位

予報地点	水位等							
	名称	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	避難 判断水位	氾濫 危険水位	計画高 水位	零点高	位置
調布橋		0.20m	1.00m	1.20m	1.60m	4.70m	A. P. + 148.500m	河口から 59.4km
石原		4.00m	4.30m	4.30m	4.90m	5.94m	A. P. + 27.420m	河口から 27.6km
田園調布 (上)		4.50m	6.00m	7.60m	8.40m	10.35m	A. P. + 0.000m	河口から 13.4km

水防団待機水位 水防団が水防活動の準備を始める目安となる水位

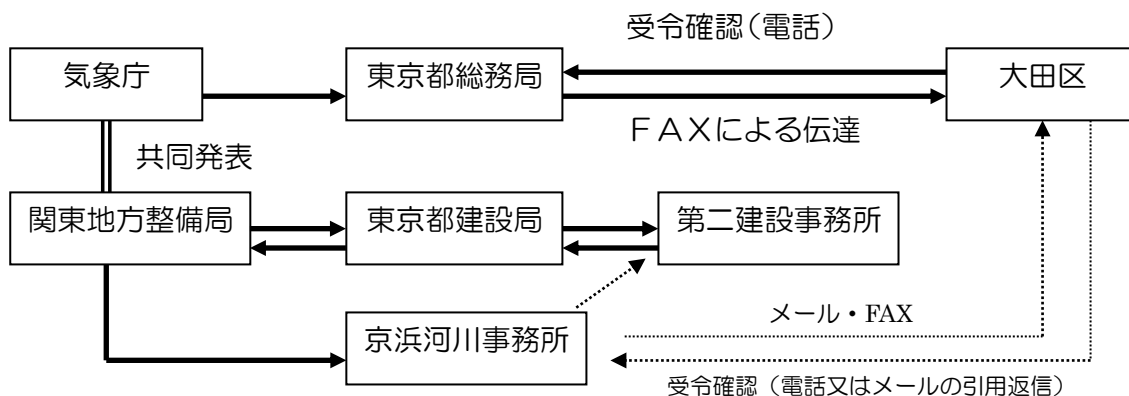
氾濫注意水位 法崩れ、洗掘、漏水など災害が発生する危険性がある水位
水防団が出動して河川の警戒あたる水位

避難判断水位 市区町村長による避難指示の目安であり、住民の避難判断の参考になる水位

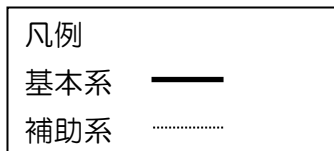
氾濫危険水位 溢水・氾濫等により重大な災害が起こるおそれがある水位

計画高水位 計画高水量を安全に流過させることのできる河道水位

3 洪水予報伝達系統図



※第二建設事務所は、東京都総務局からの伝達が途絶した場合、大田区に情報伝達する。



第3節 多摩川水防警報

水防警報は、国土交通大臣又は都道府県知事が水防管理団体の水防活動に対して、待機、準備、出動などの指針を与えるために発令される。

都及び区は、その情報の目的、性質を十分に理解するとともに伝達の系統及び方法等について精通し、その情報を有効に利用して効果的な水防活動に努めるものとする。

1 種類、内容及び発表基準

(洪水)

種類	内 容	発 表 基 準
待機	出水あるいは、水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、又は、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予報・警報等及び河川状況等により、必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関の出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき。

種類	内 容	発 表 基 準
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	洪水注意報等により、又は、水位、流量その他河川の状況により、氾濫注意水位を越えるおそれがあるとき。
指示	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・法崩・亀裂等河川の状態を示しその対応策を指示するもの。	洪水警報等により、又は、既に氾濫注意水位を越え、災害のおこるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を警告するもの。	氾濫注意水位以下に下降したとき、又は水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。
地震による堤防の漏水、沈下等の場合、津波の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。		

※氾濫注意水位：水防法第17条で規定される「警戒水位」である。

(津波)

最大クラスの津波において浸水が予想され水防活動を安全に行えない河川・区域(津波災害警戒区域内の河川・区域など)

種類	内 容	発 表 基 準
待機	水防団員の安全を確保した上で待機する必要がある旨を警告するもの。	津波警報が発表される等必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	津波警報等が解除される等、水防活動が安全に行える状態で、かつ必要と認められるとき。
解除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。	巡視等により被害が確認されなかったとき、又は応急復旧等が終了したとき等、水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

津波が河川を遡上する可能性はあるものの、最大クラスの津波であっても水防作業が安全に行える河川・区域(津波災害警戒区域外の河川・区域など)

種類	内 容	発 表 基 準
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	津波警報等が解除される等必要と認められるとき。
解除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。	巡視等により被害が確認されなかったとき、又は応急復旧等が終了したとき等、水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

- ※ 上記の例を参考とし、実状等に応じ定めるものとする。
- ※ 津波到達時間が短く、津波到達までに水防警報が通知されない場合においても、水防活動に従事する者の安全の確保を図るものとする。

2 水防警報河川

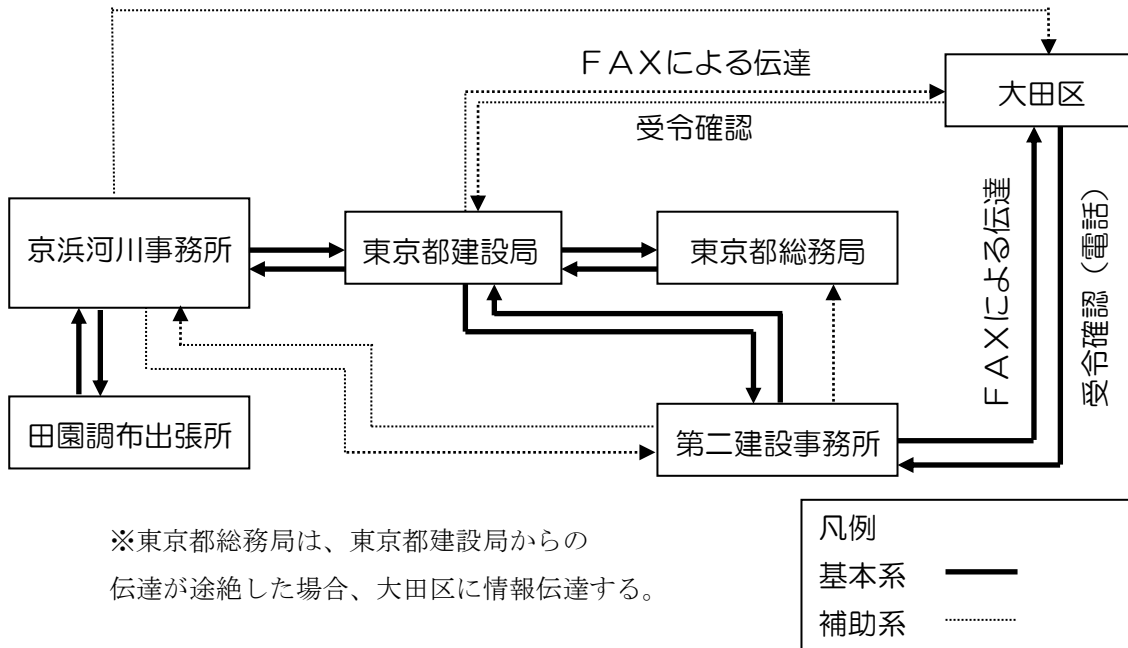
(1) 区に係る河川は、次のとおりである。

河川名	区域
多摩川	左岸 東京都青梅市青梅大柳 1575 番地先から海まで 右岸 東京都青梅市畑中 1 丁目 18 番地先から海まで

(2) 水防警報区及び基準観測所

水防警報区		予報地点	水位等					
		名称	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	避難 判断水位	氾濫 危険水位	計画高 水位	零点高 (A. P.)
左岸	自 世田谷区喜多見町 2 丁目 4540 番地先 至 大田区仲六郷 4 丁目 29 番地先	田園調 布 (上)	4.50m	6.00m	7.60m	8.40m	10.35m	0.000m
左岸	自 大田区東六郷 3 丁目 25 番先 至 海	多摩川 河口	2.30m	2.80m	—	3.80m	3.80m (計画高 潮位)	0.000m

3 水防警報連絡系統図



4 大田区における重要水防箇所

[資料編 14-11 大田区における重要水防箇所 参照]

第4節 河川水位情報（水位周知河川）

1 水位周知河川

都は、洪水予報河川以外の河川のうち、洪水により相当な被害を生ずるおそれがある河川を指定し（水位周知河川）、氾濫危険水位に達した場合は直ちに関係機関にその旨を通知する。

区に係る水位周知河川は、次のとおりである。

No.	河川名	区域	
1	呑川	左岸	自 目黒区大岡山二丁目（九品仏川合流点） 至 大田区大森南五丁目（海）
		右岸	自 目黒区緑が丘三丁目（九品仏川合流点） 至 大田区東糀谷六丁目（海）
2	丸子川	左岸	自 世田谷区岡本三丁目（上流端） 至 大田区田園調布一丁目（多摩川合流点）
		右岸	自 世田谷区岡本三丁目（上流端） 至 大田区田園調布一丁目（多摩川合流点）

2 水位周知の種類と発表基準

種類	発表基準
〇〇川 氾濫危険情報	基準地点の水位が、氾濫危険水位に達したとき。
〇〇川氾濫注意情報解除	全ての基準地点の水位が、氾濫危険水位を下回り、洪水のおそれなくなったとき。

3 水位周知河川発表基準水位

（1）呑川

水位は A. P. (m)

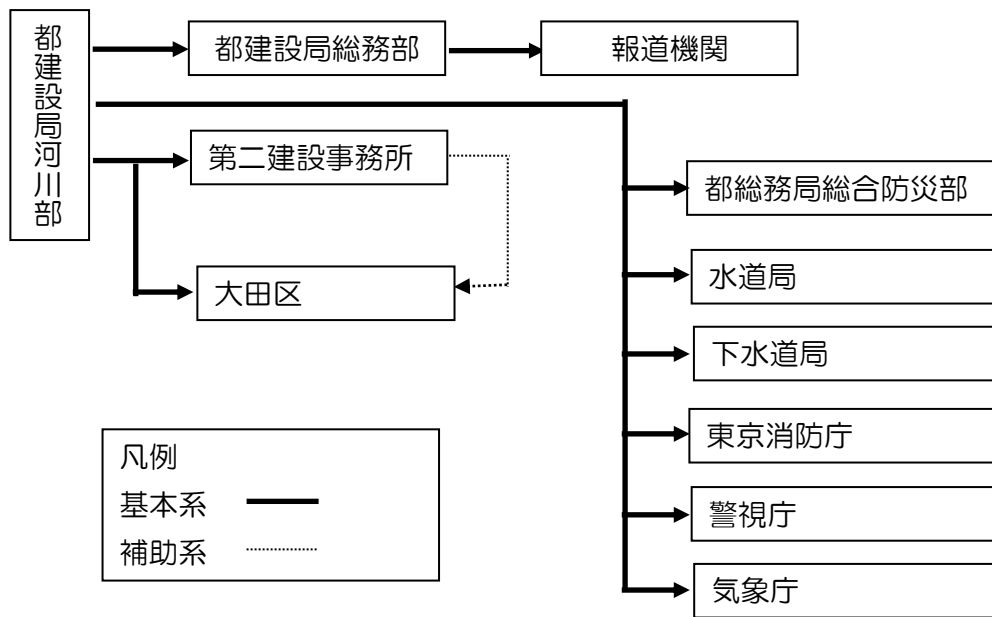
観測所名	所在地	氾濫注意水位	氾濫危険水位	氾濫発生水位	担当庁
池上	池上2丁目22 （稻荷橋上流）	—	5.82m	7.22m	建設局二建

（2）丸子川

水位は A. P. (m)

観測所名	所在地	氾濫注意水位	氾濫危険水位	氾濫発生水位	担当庁
滝ノ橋	世田谷区野毛1—5	—	10.63m	10.93m	建設局二建

4 水位周知伝達系統図



第5節 雨量・河川水位情報の監視設備

【京浜河川事務所、都二建、防災危機管理課】

気象状況により、相当の被害のおそれがあると認めたときは、区は、都水防本部、建設事務所、京浜河川事務所と緊密な連絡をとり、情報を交換し、常時的確な情報の把握に努めるとともに、管内の雨量、水位等の正確な資料を観測者より迅速に入手する。

1 雨量通報

雨量観測所から必要に応じて適宜入手する。

2 区の雨量・風速計

気象観測所	気象観測所位置	気象観測器
本庁舎	蒲田五丁目13番14号	雨量計、風速計
嶺町特別出張所	田園調布本町七番1号	雨量計
馬込特別出張所	中馬込三丁目25番5号	雨量計
雪谷特別出張所	東雪谷三丁目6番2号	雨量計
新井宿特別出張所	中央一丁目21番6号	雨量計

3 河川・水門監視カメラ

水防監視カメラ名	設置場所	監視対象
石川町	石川町二丁目 8 番地先	呑川水位
中央	中央八丁目 24 番地先	呑川水位
仲池上	仲池上一丁目 27 番地先	呑川水位
六郷水門	南六郷二丁目 35 番地先	内水位
東糞谷 (2 か所)	東糞谷一丁目 2 番地先	呑川水位
夫婦橋 (2 か所)	南蒲田一丁目 4 番地先	呑川水位
旭橋 (2 か所)	東糞谷六丁目 1 番地先	呑川水位

第6節 水位周知海岸

1 水位周知海岸

都は、区域内に存する海岸で、高潮により相当な被害を生ずるおそれがある海岸を指定し（水位周知海岸）、氾濫危険水位に達した場合には直ちに関係機関に通知する。

区に係る水位周知海岸は以下のとおり。

海岸名	区域		
東京湾沿岸 【東京都区間】	東京都湾岸		自 大田区羽田六丁目地先の都県界 至 江戸川区臨海町六丁目地先の都県界
	多摩川	左岸	自 大田区本羽田二丁目地先 至 海
	海老取川	左岸	自 大田区羽田六丁目地先の多摩川分派点 至 海

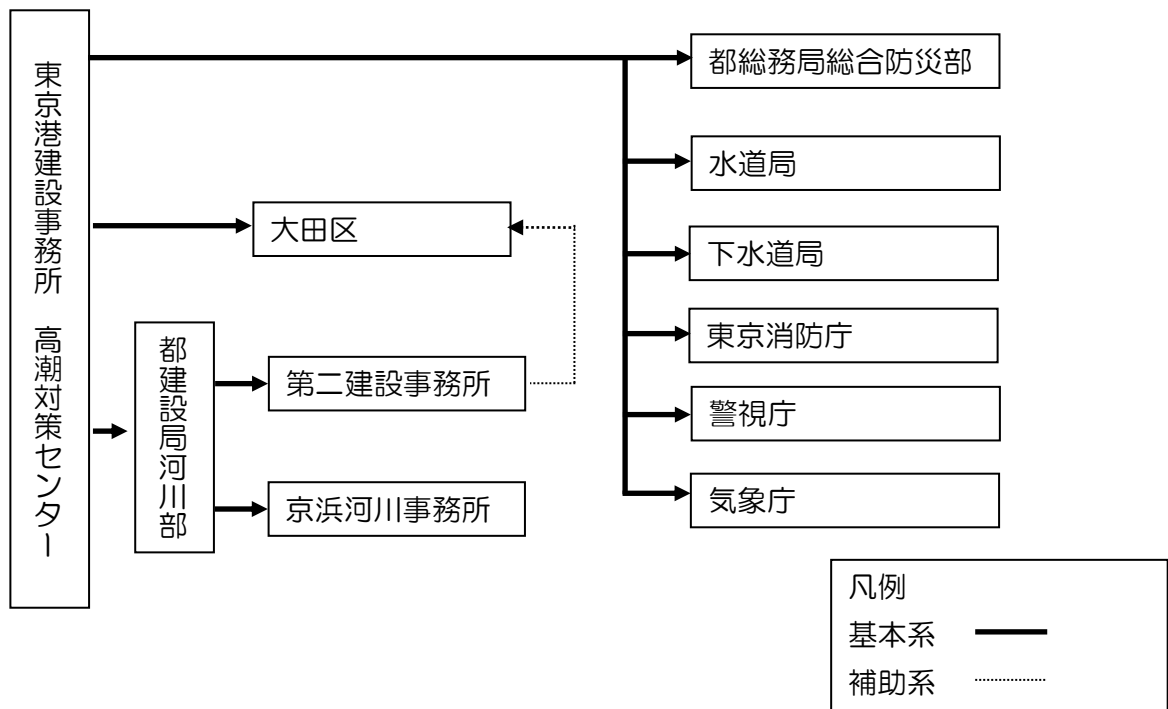
2 水位周知の種類と発表基準

種類	発表基準
東京湾沿岸 (東京都区間) 高潮氾濫発生情報	基準水位観測所の水位が、高潮特別警戒水位に達したとき。
高潮氾濫発生情報解除	基準観測所の水位が、高潮特別警戒水位を下回ったとき。

3 水位周知海岸発表基準水位

基準水位観測所	高潮特別警戒水位	水位周知実施区間
辰巳水門	A. P. 3. 6m	多摩川
		海老取川
		東京湾海岸

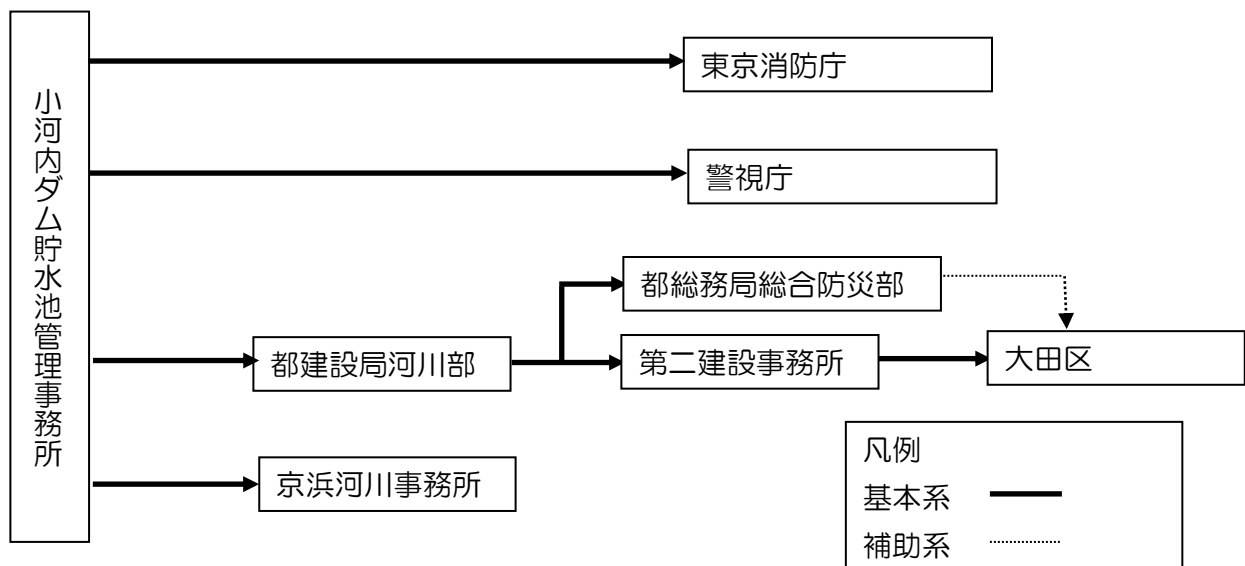
4 水位周知伝達系統図（抜粋）



第7節 ダム放流通報

区に関するダム放流通報は、都水道局による小河内ダム放流通報である。小河内ダム放流通報の伝達系統は以下のとおりである。

<小河内ダム放流通報伝達系統図（抜粋）>



機関名	防災行政無線		NTT回線	
	TEL	FAX	TEL	FAX
小河内ダム（都水道局）	85801	85800	0428-86-2211	0428-86-2738

第8節 東京都災害情報システム等からの情報提供

【都二建、防災危機管理課、まちづくり推進部、都市基盤整備部】

近年、ヒートアイランド化などにより、突発的な雷雲の発生が多くなっている。そのため、注警報の発令状況に留意しつつ、気象情報を早期収集することがますます重要となっている。

区は災害の発生を事前に予測し、被害の軽減を図り、もって区民の生命、財産を災害から守るため、気象や河川等に関する情報提供を東京災害情報システム、(財)河川情報センター及び民間気象会社から受け迅速な災害対応が図れるよう気象等情報収集体制の充実、強化に努めている。

第2章 情報伝達

第1節 情報伝達体制の整備

1 基本的な考え方

風水害は、地震と異なり、気象情報の分析により災害の危険性をある程度予測することが可能である。人的被害を最小限にとどめるためにも、適切な情報をできるだけ早く伝達することが不可欠である。

区は、防災関係機関と連携を図りながら、災害が発生する前に避難指示等の情報伝達を行い、また、発生後は被害拡大を防止するため、様々な手段を利用して情報伝達を行う必要がある。

第2節 情報伝達手段

災害情報の伝達には、区防災行政無線、防災アプリ、防災ポータルサイト、大田区ホームページ、広報車両、区民安全・安心メール、SNSツール、エリアメール・緊急速報メール、デジタルサイネージ等を使用する。

1 防災行政無線（固定系）

防災行政無線の固定系無線により、災害概況・指示広報等を行い、住民への周知を図る。避難指示等発令時には、区民に避難情報を迅速かつ確実に伝え、適切な避難行動を促すため、防災行政無線のサイレン吹鳴とともに広報を行う。また、無線放送を聞き取りやすい速度に変換し、電話で内容を確認できる防災行政無線電話応答サービスにより、確実な情報伝達を図る。

なお、本庁舎、各特別出張所、大田区産業プラザ、大田区民ホールアプリコ、大田区総合体育館では、デジタルサイネージ（電子掲示板）により、防災行政無線の文字情報を表示し、聴覚障がい者等の要配慮者への周知も図る。

2 広報車両

危険が予想される地域に広報車両を出動させ、情勢に応じた効果的な情報伝達を行う。

3 インターネット、SNSツール

- (1) 大田区ホームページ及び大田区ホームページ携帯サイト(携帯電話用の大田区ホームページ)において、災害概況や具体的な避難指示などの「緊急災害情報」を提供する。災害の規模や緊急性に応じて、トップページに緊急情報エリアを設置し、重点的な災害情報提供を実現する。
- (2) SNSツールを活用し、災害概況や避難指示などの「緊急災害情報」を拡散性が高いという特徴を活かし、広く提供していくとともに、防災ポータルサイトへの誘導を行い、情報の信頼性の確保と詳細な情報提供をしていく。

4 区民安全・安心メール、エリアメール・緊急速報メール

- (1) 登録制のメール配信サービスである区民安全・安心メールを活用し、防災情報、気象情報、地震情報、気象情報、防災行政無線情報等を配信する。
- (2) エリアメール・緊急速報メールは、大田区内の携帯電話に対して事前の登録を必要とせずに緊急情報を配信することができる。大田区内にいる方々へ、避難指示などの情報を提供する。

5 防災アプリ、防災ポータルサイト

市内の防災情報システムと連携し、最新の避難発令状況や避難所開設状況等、災害に関する様々な情報を防災アプリ、防災ポータルサイトを通じて、より分かりやすく区民の方々へ情報提供する。

6 ケーブルテレビなど

「災害時における放送等に関する相互協力協定」に基づき、災害情報等の放送を区内ケーブルテレビ事業者に要請する。このほかのラジオ、テレビによる広報については、「第2部第4編第2章応急・復旧対策第4節 放送要請」に基づき実施する。この場合の要請は、広聴広報課が当たる。

7 関係各機関の広報活動

<p>各 消 防 署</p>	<p>災害が発生した場合には、災害に関する情報を収集し関係機関と協力しながら住民の安全を図るための情報提供を実施する。</p> <p>(1) 広報内容</p> <p>ア 気象及び水位の状況</p> <p>イ 水災及び土砂災害に関する情報</p> <p>ウ 被害者の安否情報</p> <p>エ 水防活動状況</p> <p>オ 救出救護及び要配慮者への支援呼びかけ</p> <p>(2) 広報手段</p> <p>ア テレビ、ラジオ等の報道機関を介して情報提供</p> <p>イ 消防車両の巡回</p> <p>ウ デジタルサイネージ、ホームページ、消防アプリ及びSNS</p> <p>エ 消防団員及び災害時支援ボランティアを介しての情報提供</p>
<p>各 警 察 署</p>	<p>(1) 提供する情報は次のとおりである。</p> <p>ア 地域の被害状況</p> <p>イ ライフライン等の被害状況</p> <p>ウ 主要道路・高速道路・橋等の被害状況</p> <p>エ 被災地域・避難場所等に対する警戒状況</p> <p>オ その他必要な情報</p> <p>(2) 提供手段は、次のとおりである。</p> <p>ア トランジスターメガホン</p> <p>イ 交番・駐在所備付けマイク</p> <p>ウ パトロールカー、白バイ、広報車</p>
<p>東 京 海 上 保 安 部</p>	<p>船舶交通の安全のため災害に関する安全通信を実施し、必要に応じ、国際VHF、巡視船艇の巡回により、航行船舶に対し、次の事項について情報提供を行う。</p> <p>1 被災状況及び措置状況</p> <p>2 人命の救助状況</p> <p>3 海上交通及び海上交通規制等の状況</p> <p>4 水路、航路標識等の異状及び復旧の状況</p> <p>5 航路障害物の状況</p> <p>6 緊急輸送の実施状況</p> <p>7 治安の状況</p> <p>8 その他必要な事項</p>

<p>大 門 駅 都 交 務 管 区 五 反 田 局 駅 務 区</p>	<p>災害が発生した場合、地下という不安感から生じるパニック的な混乱を予想し、積極的に駅放送、車内放送等により旅客（乗客）の動揺防止に努め、二次的災害の発生を防ぐ体制を整えるとともに、列車の運行状況を周知する。</p> <p>なお、旅客に対する広報活動は、次により措置する。</p> <p>(1) 駅構内</p> <p>駅長は直ちに各駅の放送施設又は掲示等で、旅客に障害の状況（不通箇所、復旧見込、振替輸送区間その他必要事項）を周知し、混乱防止に努める。</p> <p>(2) 列車内</p> <p>乗務員は乗客に対して車内放送を用いて、障害の状況（不通箇所、復旧見込、振替輸送区間その他必要事項）を周知し、混乱防止に努める。</p>
<p>首 都 高 速 道 路 管 理 局</p>	<p>お客様が非常事態に即応して適切な措置がとれるよう、応急対策の措置状況、交通規制状況、避難方法等の情報を、標識、情報板、料金所看板等の各種道路情報提供設備を用いるほか、ラジオ等各種メディアを最大限活用して、正確かつ迅速にお客様に提供する。</p>

第7編 水防対策

第1章 水門・樋管・放流渠

【京浜河川事務所、都下水道局、都市基盤整備部】

水門、堰堤等の管理者（操作担当者を含む）は、気象状況により水位の変動を十分監視し、停滞なく門扉等の開閉を行うものとする。

門扉等の操作を行う場合は、当該施設の管理者・関係機関及び隣接する水防管理団体と操作情報等の共有を適宜行うものとする。

〔資料編 14-12-1 水門・堰堤等 参照〕

第2章 監視及び警戒

【都市基盤整備部】

1 河川等の巡視

水防管理者（区長）は、随時区域内の河川、海岸堤防等を巡視し、水防上危険であると認められるときは、直ちに当該河川、海岸堤防等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。（水防法第9条）

2 非常警戒

水防管理者（区長）は、気象状況により高水位、高潮位に基づき、監視、警戒を厳重にし、事態に即応した措置を講ずる。

なお高潮に際しては、次の場合にも前項に準じて措置すること。

- (1) 大潮の時期にて、風速 10m以上の南風のととき。
- (2) その他の時期にして、風速 15m以上の南風のととき。
- (3) 台風が南方海上を通過し、そのため水位の異常上昇の前兆を認めたとき。

第3章 水防活動

【都市基盤整備部】

1 担任

大田区において、水防法にいう水防団はおかないこととし、区及び消防機関（消防本部、消防署、消防団）が水防作業にあたる。

2 技術指導

水防作業に必要な技術上の指導については、水防管理団体所属の技術職員がこれにあたり、都建設局及び各所属の技術員がこれを援助するとともに対策上必要と認める場合は水防作業を行う。

3 準備及び出動

水防管理者（区長）は、次の場合直ちに、区及び消防機関に通報する。

- (1) 水防警報が発せられたとき。

- (2) 水位が氾濫注意水位（警戒水位）（水防法第 17 条による）に達したとき。
- (3) その他水防上必要と認めたとき。

4 応援

水防管理者（区長）は、緊急の必要があるときは、他の水防管理者（区長）に対して応援を求める。応援を求められた者は、応援を求めた水防管理者（区長）の所轄の下に行動するものとする。

5 警戒区域の設定

水防作業のため必要ある場合は、消防機関に属するもの（消防機関に属するものがないときは警察官）は、警戒区域を設定し、無用の者の立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。（水防法第 21 条）

6 警察官の援助

水防管理者（区長）は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。（水防法第 22 条）

第 4 章 決壊時の措置

【都市基盤整備部・防災危機管理課】

第 1 節 決壊などの通知及び決壊後の処置

堤防その他の施設が決壊し、又はこれに準ずべき事態が発生したときは、水防管理者（区長）、警察又は消防機関の長は、直ちに関係機関に通報するとともに、関係水防管理団体と相互情報を交換するなど連絡を密にする。（水防法第 25 条）

決壊後といえども、水防機関の長は、できる限りはん濫による被害が拡大しないように努める。（水防法第 26 条）

第 2 節 避難立退

1 避難の指示

洪水又は高潮により著しい危険が切迫していると認められたときは、知事及びその命を受けた都職員又は水防管理者（区長）は、必要と認める区域の住民に対し、ラジオ、信号、その他の方法により立ち退き又はその準備を指示する。この場合、遅滞なく地元警察署長にその旨を通知する。

2 立退

家屋倒壊等氾濫想定区域や浸水深が深い区域等、生命・身体に直接影響を及ぼす恐れのある区域について、「早期の立退き避難が必要な区域」として設定し、区民に対し周知・啓発する。立退又はその準備を指示された区域の住居者の救出避難については、警察は、水防管理者（区長）と協力して誘導する。

第5章 水防実施報告

【都市基盤整備部】

区は水防活動終了後3日以内に水防活動報告表を、5日以内に被害報告表を箇所ごとにとりまとめ、都に報告する。

第6章 費用及び公用負担

【都市基盤整備部・防災危機管理課】

第1節 費用負担

水防管理団体は、その管理区域の水防に要する費用を負担するものとする。ただし、応援のために要した費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、その額及び方法は、当該応援を求めた水防管理団体と応援を求められた水防管理団体が協議して定める。（水防法第41条、第23条第3・4項）

また、区域外の区市町村が当該水防により著しく利益を受ける場合には、当該水防に要する費用の一部を受益区市町村が負担する。この負担費用の額及び負担方法は、両者が協議して定めるものとし、協議が成立しないときは、知事にあつせんを申請することができる。（水防法第42条第1～3項）

第2節 公用負担

1 公用負担権限

水防法第28条の規定により、水防上緊急の必要があるとき、現場において、土地及び器具、資材を使用し若しくは収容し又は障害物を処分する等の公用負担を命ずる権限を行使する。

2 公用負担権限委任証明書

水防管理者又は消防機関の長にあつてはその身分を示す証明書を、その他これらの委任を受けた者にあつては、次のような証明書を携行し必要ある場合は、これを提示すること。

公用負担権限委任証明書			
第	号	身分	氏名
上の者に〇〇区域における水防法28条の権限行使を委任したことを証明する。			
年	月	日	
水防管理者 氏名			印
(又は、消防機関の長)			

3 公用負担命令票

公用負担の権限を行使するときは、次のような公用負担命令票を作成し、その一通を目的物所有者、管理者又はこれに準ずべき者に交付する。

ただし、現場の事情により、その暇のないときは事後において直ちに処理する。

公用負担命令票				
住所				
氏名				
第 号				
負担者				
物件	数量	負担内容（使用、収用、処分等）	期間	摘要
水防法第 28 条の規定により右物件を収用（使用又は処分）する。				
年 月 日				
命令者身分			氏名	印

4 損失補償

公用負担権限行使によって損失を受けた者に対し、水防管理団体は、時価によりその損失を補償する。

第 8 編 応援協力・派遣要請

「第 2 部第 7 編 受援計画」の計画を準用する。

第 9 編 警備・救助対策

「第 2 部第 2 編第 7 章応急対策第 4 節及び第 2 部第 8 編」の計画を準用する。

第 10 編 ボランティアとの連携・協働

「第 2 部第 7 編 受援計画」の計画を準用する。

第 11 編 緊急輸送対策

「第 2 部第 8 編」の計画を準用する。

第 12 編 救助・救急対策

「第 2 部第 2 編 地域防災力の向上」の計画を準用する。

第 13 編 医療救護等対策

「第 2 部第 6 編 医療救護・保健衛生等対策」の計画を準用する。

第14編 避難対策

第1章 避難行動の原則

【防災危機管理課・地域力推進部】

「自らの命は自らが守る」意識を持って、「区民が自らの判断で避難行動をとり、区はそれを全力で支援する」との考え方を避難行動の大原則とする。区は、区民の避難行動を支援するべく、タイムラインに基づいて適時適切に避難情報等を発令し、確実に伝える体制を確立することが重要となる。

益々激甚化する風水害から命を守るためには、一人一人の特性に応じて、どのような避難情報等が発令されたならば、どこへ避難を開始すればよいのか、個人ごとのタイムライン（マイ・タイムライン）を作成しておき、できるだけ早めに避難を開始することが求められる。特に、想定最大規模の風水害では、避難対象地域が大幅に拡大し、区の過半に及ぶこととなるため、避難するための施設の十分な確保が困難となっている。

また、区が確保する避難場所では、避難者の未収や衛生状態の悪化により、感染症拡大等のリスクも想定される。このため、区民は、避難を開始するタイミングだけでなく、避難する場所も自ら確保することを基本とする。ただし、自力で避難できない避難行動要支援者等が避難する場所は、区が確保し、区が地域や事業者等の関係者と連携、協力して避難支援体制を整備する。

また、令和元年12月には中央防災会議防災対策実行会議「令和元年台風19号等による災害からの避難に関するワーキンググループ」が設置され、令和2年3月には「令和元年台風19号を踏まえた水害・土砂災害からの避難のあり方について（報告）」がとりまとめられた。報告書では、令和元年台風19号等の教訓を踏まえ、「自らの命は自らが守る」意識を一人ひとりに醸成させるべく、令和2年度出水期までに、「避難行動を促す防災の理解力」を向上させるための普及啓発活動「避難の理解力向上キャンペーン」を行う必要性が提示された。ここでは、「避難とは『難』を『避』けることであり、安全な場所にいる人は必ずしも避難場所に行く必要はない」という考えが示されている。

これを受けて区は、各種被害想定及び避難行動フローチャートなどをとりまとめたハザードマップを区内全世帯及び全事業者へ配布するとともに、講習会によるマイ・タイムラインの普及啓発等を通して、区民が自身のリスクを認識し、危険が迫った時に躊躇なく自ら正しい避難行動を開始できるように促す等の取り組みを実施している。また、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、避難場所における3密の発生を防ぐため、安全な地域にある親戚・知人宅やホテル等への分散避難の検討について周知している。

気象現象が激甚化するなか、特に突発的な災害や激甚な災害では、避難指示等の発令が間に合わないこともある。被害が大きくなればなるほど、救助が間に合わないこともある。区民は、区の対策には限界があることしっかり認識したうえで、自らの判断で避難行動をとることができるように、日頃から地域の災害のリスクやどのような避難行動をとるべきかについて、十分に確認しておくことが必要となる。

第2章 避難指示等の発令及び判断基準

第1節 風水害における避難指示等の発令

1 避難指示等の種類

避難情報に関するガイドライン（令和3年5月改定）において、災害発生のおそれの高まりに応じて、居住者等がとるべき行動を5段階に分け、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」との対応を明確にし、その上で、5段階に区分した「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「警戒レベル相当情報」をそれぞれ警戒レベルに対応させることとされている。

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて居住者等がとるべき行動と当該行動を居住者等に促す情報とを関連付けるものであり、各警戒レベルに対応する行動と情報は以下のとおりである。

警戒レベル	居住者等がとるべき行動	行動を居住者等に促す情報	主管
警戒レベル5	<ul style="list-style-type: none"> 指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 	緊急安全確保※ ※逃げ遅れ等により立退き避難を安全にできない可能性がある状況に至ってしまったと考えられる場合に、立退き避難から行動を変容し、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等すること。	自治体
警戒レベル4	<ul style="list-style-type: none"> 危険な場所から全員避難する。（立退き避難又は屋内安全確保） 	避難指示	
警戒レベル3	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者等は危険な場所から避難する。（立退き避難又は屋内安全確保） 高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。 	高齢者等避難	
警戒レベル2	<ul style="list-style-type: none"> ハザードマップ等により災害リスク、避難先や避難するタイミングを確認し、避難に備え避難行動を確認する。 	注意報	気象庁

警戒レベル	居住者等がとるべき行動	行動を居住者等に促す情報	主管
警戒レベル1	・防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。	早期注意情報 (警報級の可能性)	

- (1) マイ・タイムラインに基づき、避難指示等が発令されていない状況であっても、「自分の命は自分で守る」という考え方のもとに、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。
- (2) 避難対象地域は、0.5m以上の浸水が想定される地域や土砂災害（特別）警戒区域となる。避難指示等の発令とともに、避難対象地域を指定（区全域、地区、学校防災活動拠点単位あるいは町丁目毎）する。
 避難対象地域は、想定に基づいて指定するものであり、その地域外であれば一切避難しなくてもよいというものではなく、想定を上回る事象が発生することも考慮して、危険だと感じれば、自発的かつ速やかに避難行動をとる。
- (3) 台風や低気圧の接近、大気の状態が不安定になる等により、注意報や警報が発表されるような場合には、区や気象庁による避難指示等の状況を注視し、居住している地域の特性などに応じた災害の危険性の有無を自ら確認し、避難行動を判断することが必要である。
- (4) 台風の接近に伴い、暴風などにより避難が困難となる前に、自ら判断して、早めに立退き避難を行う必要がある。この際、鉄道やバスなどの公共交通機関が運行を停止する前の避難が望ましい。
- (5) 自動車による避難は、渋滞や交通事故等が発生するおそれがあることから、区外に早めに避難する場合、避難行動要支援者の避難を支援する場合などを除き、原則として行わない。特に災害の発生が切迫している状況における自動車での避難は、極めて危険であることを認識する必要がある。
- (6) 避難は、原則として、避難対象地域外への立退き避難（水平避難）とする。
 ただし、逃げ遅れて激しい風雨が継続するなどして、立退き避難することがかえって危険を及ぼすと判断されるような場合には、近隣の安全な場所（崖や河川から離れた小高い場所や高層の建物等）へ移動し、それさえも危険な場合は、屋内の高いところや屋上へ移動（垂直避難）するなど、状況に応じて対応する。
- (7) 区や気象庁からの避難情報等に基づき、早めの避難行動をとっても、実際には、災害が発生しない可能性はあり得る。避難した結果、何も起きなければ「幸運だった」という心構えが重要となる。

第2節 避難指示等の発令判断

避難指示等は、原則として、各タイムラインに示した条件に基づいて判断する。各タイムラインによりがたい場合は、今後の気象情報（大雨・洪水警報、特別警報等、各河川（多摩川、呑川、内川）の水位情報、土砂災害警戒情報等）の各種情報を総合して判断する。

判断にあたっては、大雨・洪水警報、土砂災害警戒情報だけでなく、水位観測所の数値、上流の雨量の予測やダムの放流量、時間当たりの雨量や総雨量のほか、パトロールによる現場の状況把握により、情報を速やかに察知して避難指示等を発令する。

第3節 避難指示等の判断基準

1 水害（集中豪雨・河川の氾濫・高潮の発生）

（1）多摩川越水氾濫

避難指示等の判断基準

観測点 田園調布（上）観測所（水位はA.P(m)）

発令情報	警戒レベル3	警戒レベル4	警戒レベル5
発令基準	【氾濫警戒情報】 「避難判断水位」(7.6m)に達し、さらに上昇する見込みのとき	【氾濫危険情報】 「氾濫危険水位」(8.4m)に達し、さらに上昇する見込みのとき	【氾濫発生情報】 氾濫の恐れがあるまたは、「氾濫発生情報」が発表されたとき
対象地域	多摩川流域浸水想定区域図（想定最大規模）において0.5m以上の浸水想定地区		
避難方法	立退き避難、屋内安全確保（垂直避難、屋内待機）		緊急安全確保

※ 参考：計画高水位 10.35m

※ 洪水予報レベル1 [水防団待機水位] (水位 4.5m以上) が発表され、さらに水位が上昇する見込みのときは、必要に応じホームレス・堤外地居住者対策を行う。

※ 洪水予報は、田園調布（上）観測所の水位を基準に国交省が発表

※ 水位上昇見込みは、10分ごとの河川水位から2～3時間で到達する場合で判断する。

※ 観測地点の水位と最も警戒を要する六郷橋付近での状況は資料編のとおり。

[資料編 14-16 田園調布(上)の水位と六郷橋付近の水位の関係図 参照]

(2) 内水氾濫（中小河川の氾濫）

ア 呑川（東京都第二建設事務所管理）

避難指示等の判断基準 観測点 池上観測所（水位は A. P(m)）

発令情報	警戒レベル 3	警戒レベル 4	警戒レベル 5
発令基準	洪水警報の発表に加え、観測点の水位が急激な上昇により「氾濫危険水位」に達する見込み	【呑川氾濫危険情報】 観測点の水位が、「氾濫危険水位」(5.82m) に達した場合	観測点の水位が「氾濫発生水位」(7.22m) に達し、氾濫の恐れがあるまたは、氾濫が発生した場合
対象地域	城南地区河川流域浸水予想区域図において 0.5m以上の浸水想定地区		
避難方法	立退き避難、屋内安全確保（垂直避難、屋内待機）		緊急安全確保

イ 丸子川（東京都第二建設事務所管理）

避難指示等の判断基準 観測点 滝ノ橋観測所（水位は A. P(m)）

発令情報	警戒レベル 3	警戒レベル 4	警戒レベル 5
発令基準	洪水警報の発表に加え、観測点の水位が急激な上昇により「氾濫危険水位」に達する見込み	【丸子川氾濫危険情報】 観測点の水位が、「氾濫危険水位」(10.63m) に到達した場合	観測点の水位が「氾濫発生水位」(10.93m) に達し、氾濫の恐れがあるまたは、氾濫が発生した場合
対象地域	野川、仙川、入間川、谷沢川及び丸子川流域浸水予想区域図において 0.5m以上の浸水想定地区		
避難方法	立ち退き避難、屋内安全確保（垂直避難、屋内待機）		緊急安全確保

※、なお、当観測点の対象地域は世田谷区だが、当区においても参考とし活用する。

ウ 内川（東京都第二建設事務所管理）

指定河川以外では、避難判断水位等の指定はなく、国・都道府県からの助言も踏まえ、それぞれの河川特性等に応じて市区町村が避難情報の発令対象とすること及び発令基準を検討する。

内川については、内川排水機場、内川水門の操作及び施設管理業務等を河川管理者である東京都から受託している。

気象庁が大雨、津波、高潮及び洪水のいずれかの警報を発令したとき、内川の外水位が基準水位を超えるおそれがあるときは下記のとおり内川水門及び内川排水機場の操作を行う。これにより、水位は一定で維持されることとなるため、避難指示等の判断基準は定めないこととする。

但し、内川水門又は内川排水機場の不具合等により観測点（内川水門）の内水位が 2.5m を超える事態が見込まれる場合等には、内川流域を対象に警戒レベル 4 を発令する。

施設名	操作基準
内川水門	<ul style="list-style-type: none"> ・ 降雨時 外水位（東京湾の水位）が A. P. +2.35m に達した時には水門が閉鎖しているように操作する。 ・ 地震・津波時 震度4以上の地震が発生したときに水位が A. P. +2.2m 以上の場合には、直ちに閉鎖する。津波警報が発令された時は、直ちに閉鎖する。
内川排水機場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 降雨時 水門閉鎖後、内水位（内川の水位）が A. P. +1.8m を維持するように操作する。 ・ 地震・津波時 水門閉鎖後、内水位が A. P. +2.2m を超えないように操作する。

(3) 高潮

避難指示等の判断基準

発令情報	警戒レベル 3	警戒レベル 4	警戒レベル 5
基準観測所	東京（中央区晴海五丁目）		辰巳水門（江東区）
発令基準	発令：気象庁		発令：東京都
	高潮注意報（警報に切り替える可能性が高い旨に言及されているもの）	高潮警報 高潮特別警報	高潮氾濫発生情報 ※高潮特別警戒水位（A. P. +3.6m）に達した場合
対象地域	高潮浸水想定区域図（想定最大規模）において0.5m以上の浸水想定地区		
避難方法	立ち退き避難、屋内安全確保（垂直避難、屋内待機）		緊急安全確保

2 土砂災害

(1) 警戒すべき箇所

ア 現在、都により区内で 97 か所の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が指定されている。区は、これらの箇所に避難指示等を発令する。

[資料編 14-2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域図 参照]

(2) 避難指示等の判断基準

発令情報		注意喚起	警戒レベル 3	警戒レベル 4	警戒レベル 5
発令基準	東京都 気象庁発表	大雨警報（土砂災害）		土砂災害警戒情報	
		大雨警報（土砂災害）の危険度分布（赤）（警戒）		大雨警報（土砂災害）の危険度分布（薄紫）（非常に危険）	大雨警報（土砂災害）の危険度分布（黒）（災害切迫）
	パトロール	近隣での前兆現象 湧き水・地下水の濁り、量の変化	近隣での前兆現象 斜面のはらみ、擁壁・道路等のクラック発生	近隣で土砂災害発生 斜面の亀裂、擁壁・道路等のクラック発生	
対象地域		土砂災害（特別）警戒区域			
避難方法		自主避難	立退き避難 （時間的余裕がない場合は、堅牢な建物の高層階へ避難、屋外に移動することが危険な場合は自宅の斜面と反対側の 2 階以上の部屋等へ移動）	緊急安全確保	

第4節 避難指示等の発令・伝達

1 事前避難

- (1) 区長は、台風等の接近に伴い浸水被害や土砂災害などが発生するおそれがあり、立ち退き避難が困難となる夜間や暴風雨の激しい時間帯にあたりと予想される場合は、当該地域の区民に対して、夕方等の明るい時間帯など事前に高齢者等避難の発令や自主避難を促すよう広報する。
- (2) 要配慮者を早めに避難させるため、区は警察、消防機関と協議し避難先を定め、当該防災市民組織又は自治会・町会の協力を求めて避難を実施する。

2 避難指示等の発令

(1) 避難指示等の発令

区の地域において、区民の生命、身体に危険が及ぶおそれがある場合又はその危険が切迫した場合には、区長は地元関係警察署長及び消防署長と協議のうえ、対象地域、避難経路、避難先を定めて避難指示等を発令する。

(2) 警戒区域の設定

区長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

区長若しくは区長の職権を行う職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警察官又は海上保安官は、前段に規定した区長の職権を行うことができる。また、災害派遣部隊等の自衛官についても、区長若しくは区長の職権を行う職員がその場にはいない場合に限り、同様の行為ができる。ただし、当該措置をとったときは、警察官及び海上保安官並びに自衛官は、直ちに、その旨を区長に通知しなければならない。

(3) 区長の避難指示等の発令が困難なとき

警察官は、被災地域において著しい危険が切迫している場合において、区長が避難指示を発令することができないと認めるとき又は区長からその要求があったときは、住民等に直接避難指示等を発令することができる。この場合、警察官は直ちに、区長に通知しなければならない。

(4) 都知事への報告

区長は、区の地域内に避難指示等を発令した場合には、直ちに都知事に報告する。

(5) 隣接自治体への通報

区の地域内に避難指示等を発令する場合には、隣接自治体に発令時間や避難対象地域、住民への周知方法等を通報し、協力・連携に努める。

3 避難指示等の伝達

- (1) 避難指示の伝達方法は、P162 第2部第4編「広報活動」によるとともに、テレビ等のマスコミに情報提供を行い、放送を活用して区民等に伝達する。

- (2) 要配慮者への確実な伝達

要配慮者には、避難に時間がかかる場合や、一人では避難できない場合がある。そのため、避難指示等を迅速かつ確実に受け取れるための連絡体制の整備を進める。

区においては、地下街等の指定はない。要配慮者利用施設については、要配慮者利用施設

として資料編に一覧によりまとめている。当該施設への伝達方法はP162 第2部第4編「広報活動」と同様に伝達する。

[資料編 14-13 要配慮者利用施設一覧 参照]

4 早期の立退き避難が必要な区域の設定

浸水深3m以上、浸水継続時間72時間以上、家屋倒壊等氾濫想定区域、土砂災害（特別）警戒区域のいずれかに該当する場合、生命・身体に直接影響を及ぼす恐れのある区域として、特に早めの避難を促す地域（早期立退き避難を要する区域）として設定し、区民に対し周知・啓発を行う。

第3章 避難誘導

【警察署・消防署等】

第1節 避難誘導

1 避難誘導

(1) 原則的な避難形態

避難指示等が発令された場合の避難形態は、原則として次のとおりとする。

なお、避難指示等が発令される前であっても、目前に危機が迫っているときは、区民は自らの判断で自主的に避難する。

(2) 避難誘導方法

ア 各警察署

(ア) 避難指示等が出された場合には、防災関係機関の協力を得て、あらかじめ指定された避難場所等へ避難誘導する。

(イ) 避難道路等の要所に誘導員を配置するなどして避難誘導にあたる。また、夜間の場合には照明資材を活用して誘導の適正を期するものとする。

(ウ) 浸水地域においては、必要により舟艇、ロープ等の資材を活用し避難誘導にあたる。

(エ) 避難指示等に従わない者については、極力説得して避難するよう指導する。

(3) 避難誘導に関する協力

ア 各消防署

(ア) 高齢者等避難及び避難指示が出された場合は、災害の規模、気象状況、災害拡大の経路及び部隊の運用状況を勘案し、必要な情報を関係機関に通報する。

(イ) 上記の経路等については、安全確保に努める。

イ 区及び関係機関等

(ア) 区は、地域住民の安全避難を促進するため必要な情報の提供を行うほか、水害時緊急避難場所への職員の派遣等を行い避難者の安全収容態勢を確保する。

(イ) 関係機関は、避難道路等に、地域住民の安全避難に支障を及ぼすような電柱の倒壊、電線の垂下等がある場合には、応急措置を行い、その安全確保に努める。

(ウ) 自治会・町会は、広域な避難が必要な場合、地域住民の集団避難を促進し、機関の活動に協力する。

第4章 水害時緊急避難場所等の開設・運営・閉鎖

【地域力推進部・健康政策部・福祉部・教育総務部】

下記に定めることの他は、「第2部第5編第2章応急対策第4節 避難所の開設・管理運営」の計画を準用する。

1 水害時緊急避難場所等開設の前提

- (1) 高齢者等避難の発令の際に水害時緊急避難場所を開設する。区が開設する水害時緊急避難場所は、原則として家屋倒壊等氾濫想定区域外の区立小・中学校等（一部条件付き使用）とし、避難行動要支援者や自ら避難先を確保することが困難な方等を受け入れる。その際、タイムラインに基づき、発令前に水害時緊急避難場所の開設準備を進める。なお、水害時緊急避難場所

の開設・運営は、震災時における学校防災活動拠点組織に準じた運用で実施する。

〔資料編 14-17 水害時緊急避難場所等一覧 参照〕

- (2) 水害時緊急避難場所として開設できない2か所の代替及び避難対象者が集結することが想定される地域における水害時緊急避難場所の補完として、一部の補完避難所を水害時緊急避難場所と同時に開設する。
- (3) 福祉避難所は水害時緊急避難場所と同時に開設する。開設施設は、建物の被害状況や浸水の危険性等に応じて決定する。
- (4) 水害時緊急避難場所が不足する場合や避難生活が長期間にわたる場合等は、震災時同様、補完避難所及び福祉避難所を追加開設する。

2 水害時緊急避難場所等の要配慮者対策

- (1) 水害時緊急避難場所及び福祉避難所には、要配慮者向けの備蓄物品を配備する。
- (2) 水害時緊急避難場所に、一般の避難者と共に避難生活を送ることが困難な高齢者及び障がい者とその介助者が避難生活を送る場所として要配慮者スペースを設置する。
- (3) 要配慮者を水害時緊急避難場所内の要配慮者スペース等に円滑に案内できるようにするため、各避難場所において受入訓練を実施する。
- (4) 風水害時において水害時緊急避難場所で避難生活を送ることが困難な要配慮者の受入先となる福祉避難所についても、更なる確保を目指す。

第5章 園児・児童・生徒の避難

【こども家庭部・教育総務部】

下記に定めることの他は、「第2部第5編第2章応急対策第2節 1 児童・生徒等の避難」の計画を準用する。

1 避難の考え方

- (1) 浸水のおそれがあると判断した時は、園児・児童・生徒を施設の2階以上へ避難させる。
- (2) 2階のない施設においては、施設の責任者が浸水のおそれがあると判断し、施設内に留まることが危険であると判断した場合、あらかじめ指定した、近隣の区関係施設等に避難することとする。
- (3) 避難にあたり、施設の責任者が職員だけでの対応が困難であると判断した時は、警察・消防・近隣の区関係施設等に協力を求めた上で避難する。
- (4) 避難した場合は、保護者に分かるよう避難先を明示しておく。

第6章 社会福祉施設（高齢者施設・障がい者施設等）の利用者の避難

「第2部第5編第2章応急対策第2節2 社会福祉施設の利用者の避難」の計画を準用する。

第7章 その他の公共施設利用者の避難

「第2部第5編第2章応急対策第2節3 その他の公共施設利用者の避難」の計画を準用する。

第 8 章 広域避難

東京都では自治体の枠を超えた、広域的な避難について、国や関係機関と検討を進めている。

国と都は首都圏における大規模水害時の大規模・広域避難の実装に向け、特に、行政機関等の関係機関が連携して取り組むべき事項について整理するとともに、関係機関間の連携・役割分担の在り方について検討することを目的とし、平成 30 年 6 月に「首都圏における大規模水害広域検討会」を設置した。

令和元年 10 月に令和元年東日本台風（台風第 19 号）が発生し、広域避難の課題が顕在化した。そこで、検討会では、台風 19 号で顕在化した課題を踏まえ、現時点での広域避難に関する連携・役割分担の在り方を整理し、中間報告書を取りまとめた。

今後は、浸水しない建物上層階への避難（垂直避難）など、現実的な複数の避難行動を組み合わせた住民避難についても、関係機関と連携しながら検討を行っていく。

第 1 5 編 飲料水・食糧・生活必需品等の供給

「第 2 部第 8 編」の計画を準用する。

第 1 6 編 遺体の取り扱い等

「第 2 部第 1 3 編」の計画を準用する。

第 1 7 編 ライフライン施設の応急・復旧対策

「第 2 部第 3 編」の計画を準用する。

第 1 8 編 公共施設の応急・復旧対策

「第 2 部第 3 編」の計画を準用する。

第19編 応急生活対策

下記に定めることの他は、「第2部第6編」の計画を準用する。

第1章 衛生活動

【健康政策部】

第1節 活動方針

衛生活動は、区本部態勢のなかで対応するものとする。り災者の衛生指導を徹底し、被災地及び避難所等における防疫活動を行う。

第2節 災害衛生活動

災対健康政策部は、災害時に必要があると認めるときは、「環境衛生機動班」、「環境衛生指導班」を編成し、被災地及び避難所において、『消毒液の配布及び消毒液の散布ガイドライン』に基づき、消毒や衛生指導等の災害衛生活動を実施する。

1 環境衛生機動班

(1) 災対健康政策部長は、「環境衛生機動班」を編成して、被災地での消毒活動を行う。

(2) 環境衛生機動班の業務

家屋周辺で汚染が著しく、かつ水で洗い流すことが困難な場所へ消毒薬を散布する。

(3) 散布する薬剤

500倍希釈逆性石けん液又は3%クレゾール石けん液

2 環境衛生指導班

(1) 災対健康政策部長は、衛生指導を行うため、災害の状況にあわせて「環境衛生指導班」を編成し、被災地に派遣する。

(2) 環境衛生指導班の業務

被災家屋の管理者又は所有者に対し、環境衛生上必要な助言・指導を行う。また、床上浸水家屋には逆性石けん液(200倍に希釈して使用)を配布し、希望者には手動式噴霧器を貸出して屋内の消毒について指導する。

3 「環境衛生機動班」及び「環境衛生指導班」の編成

環境衛生機動班	業者委託作業車1台に環境衛生監視員1名で1班とする。
環境衛生指導班	環境衛生監視員等2名で1班とする。

4 活動報告

環境衛生機動班及び環境衛生指導班の活動報告は、日報により災対健康政策部長を経由して災害対策本部長に報告する。

第1節 活動方針

災害により発生する大量の廃棄物（ごみ及びし尿）を迅速に収集・運搬・処理し、区内の衛生環境を確保するとともに、区民の日常生活の早期回復を図る。

第2節 廃棄物処理計画

台風、集中豪雨、竜巻などによって起きる風水害のなかでも河川の氾濫による水害は、広域かつ大きな被害が想定される。そこで、ここでは大規模な被害が想定される「城南地区河川流域浸水被害」を基に、水害による廃棄物の発生量及びその処理方法等について計画する。

1 水害による廃棄物発生量の予測

城南地区河川流域浸水被害による廃棄物の発生量予測

水害廃棄物の発生量 154,000 トン

*大田区内の想定被害戸数 77,000 戸×一戸当りの水害廃棄物想定量 2 トン=154,000 トン

*大田区内の想定被害戸数は、被害想定戸数（東京都の推定）。一戸当りの水害廃棄物想定量は、「災害廃棄物対策指針（平成 26 年 3 月 環境省）」資料編第 3 編技術資料（2）水害編 3 災害廃棄物処理技 2-9 で示されている数値を用いた。

2 収集・運搬体制の確立

水害による廃棄物は短期間に大量に発生する。また、汚水に浸かることによる腐敗や悪臭の発生など衛生的な配慮が必要となる。このことから、廃棄物を迅速に処理するため、廃棄物の発生状況を把握し、収集・運搬ルート設定、機材（運搬車両及び積込み用重機等）の確保及び所要人員の確保など、早期の収集・運搬体制の確立を図る。なお、災害の規模によって機材、人員が短期間に集中して必要となる場合は、東京都、周辺市町村及び道府県及び広域ボランティア等に協力・支援を要請する。

(1) 被害情報の収集

①場所（地域）、②被害概要、③気象状況、④浸水状況、⑤廃棄物処理施設の被害状況、⑥道路、下水道等の被害状況、⑦利用できる施設、機材、車両、人員、経費等

(2) 廃棄物発生状況の把握

浸水被害状況の情報を収集し、廃棄物の発生量を推計する。

(3) 収集・運搬ルートの設定

推計した廃棄物量及び収集情報に応じ、収集・運搬ルートを設定する。

(4) 機材の確保

水害廃棄物の種類・量に応じて、通常のごみ収集で使用する車両を増車することにより、運搬車両を確保する。なお、水害による廃棄物は水を含んでいるため非常に重くなっており、必要に応じて運搬車両への積込みのために重機（フォーク付のバックホウ、ホイールローター等）を確保する。また、運搬車両は清掃車のほかダンプトラック等も確保する。

(5) 所要人員の確保

水害廃棄物の種類・量及び清掃事務所作業員の参集状況等をふまえ、必要に応じて作業員付車両を配車する。なお、水を含んだ廃棄物の清掃及び運搬車両への積み込み等には多くの人員を確保する必要がある。災害の規模に応じて、関係委託業者、東京都、周辺市町村及び道府県及び広域ボランティア等に協力・支援を要請する。

3 仮置場の設置

浸水被害は面的かつ広範囲となることが想定される。災害の規模によっては交通障害物の除去など緊急な対応が必要となり、除去した廃棄物等を一時貯留する仮置場が必要となる。また、大規模な災害により大量の廃棄物が発生した場合は、廃棄物の処理が長期にわたることが想定され、この場合は、廃棄物を適正に処理するための分別及び資源物リサイクルを推進することのできる規模の仮置場を設置する。

* 仮置場設置予定場所は地域防災計画（震災編）に準ずるものとする。

(1) 仮置場

ア 緊急除去用（道路等）仮置場

この候補地として、緊急道路沿いに位置する公園を指定する（避難所及び応急仮設住宅設営候補地を除く）。

イ 処理待機用仮置場

この候補地として、長期間保管することが考えられることから、大規模な公園を指定する。

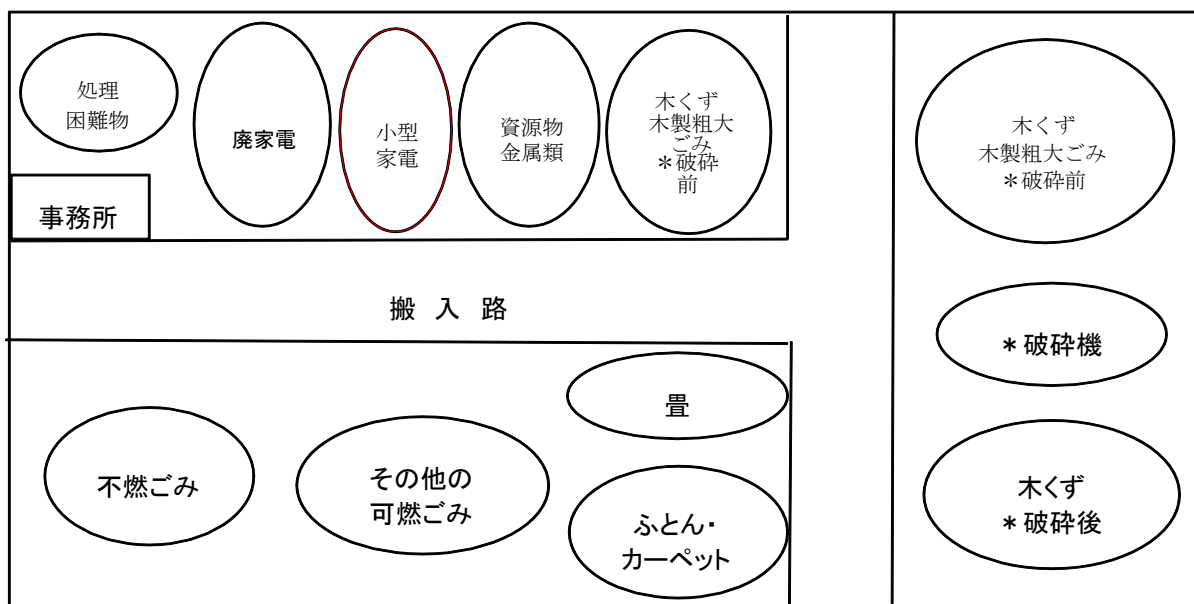
(2) 仮置場の配置

水害により発生する廃棄物は、主として畳、ふすま、家具、電化製品、生ごみ等であり、これを迅速かつ適正に処理するため、仮置場は分別して搬入排出ができるよう配置する。また、廃棄物の減量等の中間処理を行う破碎設備を設置する。なお、畳は発酵すると発火する恐れがあるため、高さをあまり積み上げず雨除けシートをかぶせるなどして発火防止に留意する。

ア 分別の区分

可燃物、不燃物、資源物、粗大ごみ、小型家電リサイクル事業対象物、処理困難物、特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）対象物

イ 仮置場配置モデル



(3) 仮置場の環境対策

水害による廃棄物は、汚水に浸かっているため、消毒等の衛生的な配慮が必要である。特に畳については腐敗による悪臭が発生するため、消毒をするとともに消臭対策を講じる。また、廃棄物の多くは土砂が付着しており、積み下ろし作業や破碎作業等による粉塵等の発生を防ぐ対策を講じる。

4 トイレの確保

「第2部第13編第2章復旧対策第2節1 速やかな災害用トイレの確保、し尿処理」を準用する。

5 し尿処理

水害時は、くみ取り便所の便槽や浄化槽が水没し、槽内に雨水・土砂等が流入することがあり、公衆衛生上の観点から被災後速やかにくみ取り、清掃及び周辺の消毒を行う。

(1) 被災住宅の把握

し尿収集該当住宅及び浄化槽設置住宅の被害状況を把握する。

(2) 収集・処理

災害時協定締結事業者にし尿収集車の出動を要請する。し尿収集車が不足する場合は、東京都及び周辺市町村等に協力・支援を要請する。

第3章 障害物の除去

【都二建、環境清掃部、都市基盤整備部】

第1節 計画方針

台風や集中豪雨等によって道路上に散乱した物や流れ出た大量の土砂等は、交通の障害となるばかりでなく、放置することによって二次災害を引き起こすことが考えられるので、発見次第直ちに

回収・除去をおこなう。

特に傾いた樹木や折れた標識、街路灯等は、電線や他の建築物にも被害を与えるおそれがあるので、速やかに撤去をおこなう。

第2節 道路関係の障害物除去

「第2部第8編第2章」の計画を準用する。

第3節 住宅関係の障害物除去

下記に定めることの他は、「第2部第13編」の計画に準ずる。

1 活動方針

災害が一応終息した後において、被災者が当面の日常生活が営むことができるように住家に関する障害物を除去する。

2 除去条件等

(1) 住家に運びこまれた土石、竹木等の障害物の除去に関しては、次の条件に該当する住家を早急に調査のうえ実施する。

- ア 障害物のため当面の日常生活が営み得ない状態にあるもの
- イ 障害物が日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれたもの
- ウ 自らの資力をもってしては、障害物の除去ができないもの
- エ 住家が半壊又は床上浸水したもの
- オ 原則として当該災害をうけたもの

(2) 実施対象は、床上浸水家屋のうち障害物除去の急を要するものから選定して実施する。

第4章 被害調査

【区各部】

1 被害調査の目標

被害調査は、努めて被害発生日に完了することとし、夜間に被害が発生した場合は、翌朝に被害調査を行うものとする。

2 被害調査班の編成

水防指揮本部は、管内の被害状況を把握するため、被害調査班を編成し、調査活動を指揮する。被災世帯が多く、調査班のみでは迅速な調査を行うことが困難と思われる場合は、被害調査要員の支援を要請する。

3 被害調査票の様式

被害調査票の様式は、被災者生活再建支援システムによる。

第 2 0 編 災害救助法の適用

「第 2 部第 13 編」の計画を準用する。

第 2 1 編 激甚災害の指定

「第 2 部第 13 編」の計画を準用する。